

平成29年3月 第1回佐々町議会定例会 会議録 （1日目）

1. 招集年月日 平成29年3月7日（火曜日） 午前10時00分

2. 場 所 佐々町役場 3階 議場

3. 開 議 平成29年3月7日（火曜日） 午前10時00分

4. 出席議員（10名）

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
1	福 田 喜 義 君	2	阿 部 豊 君	3	寺 崎 俊 男 君
4	永 安 文 男 君	5	橋 本 義 雄 君	6	平 田 康 範 君
7	須 藤 敏 規 君	8	淡 田 邦 夫 君	9	仲 村 吉 博 君
10	西 日 出 海 君				

5. 欠席議員（なし）

6. 法第121条による説明のための出席者職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	古 庄 剛 君	副 町 長	大 瀬 忠 昭 君	教 育 長	黒 川 雅 孝 君
総 務 理 事 兼企画財政課長	浦 田 純 一 君	総 務 課 長	川 内 野 勉 君	住民福祉課長	大 平 弘 明 君
税 務 課 長	内 田 明 文 君	保険環境課長	川 崎 順 二 君	建 設 課 長	松 本 孝 雄 君
水 道 課 長	山 本 勝 憲 君	産 業 経 済 課 長 兼農業委員会事務局長	今 道 晋 次 君	教 育 次 長	水 本 淳 一 君
会 計 管 理 者	谷 添 正 人 君				

7. 職務のための出席者職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名
議会事務局長	中 村 義 治 君	議会事務局長補佐	松 本 典 子 君
議会事務局書記	山 藤 宏 太 君		

8. 本日の会議に付した案件

開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

1 議長出席会議報告

(1) 東彼杵道路建設促進期成会 要望活動

- (2) 西九州北部地域市町議会協議会 第2回会議
- (3) 長崎県町村議会議長会 平成29年 第1回議長会議
- (4) 長崎県町村議会議長会 第68回 定期総会
- (5) 平成29年 第1回(2月)長崎県後期高齢者医療広域連合議会 定例会

2 議員派遣結果

- (1) 長崎県町村議会議長会主催 議会広報研修会
- (2) 全国市町村国際文化研修所主催
市町村議会議員研修 [3日間コース] 議会改革ステップアップ研修
- (3) 産業建設文教委員会 先進地視察研修

日程第4 町長報告

- (1) 報告第1号
専決処分した事件（工事請負変更契約の件）
- (2) 報告第1号
専決処分した事件（長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少の件）

日程第5 委員会報告

- 1 総務厚生委員会
 - (1) 所管事務調査
 - ①条例等について
 - ②庁舎整備について
- 2 産業建設文教委員会
 - (1) 所管事務調査
 - ①学校・幼稚園・社会教育及び整備について
 - ②事業の進捗状況調査について
 - ③条例等について
 - ④公園について
 - ⑤まちづくりについて

日程第6 一般質問

- (1) 9 番 仲村 吉博 議員
- (2) 5 番 橋本 義雄 議員
- (3) 4 番 永安 文男 議員
- (4) 7 番 須藤 敏規 議員
- (5) 8 番 淡田 邦夫 議員

9. 審議の経過

(10時00分 開会)

— 開会 —

議長（西 日出海 君）

皆さん、おはようございます。

ただいまから平成29年3月第1回佐々町議会定例会を開会します。

開会に当たり、町長より挨拶をいただきます。町長。

町 長（古庄 剛 君）

皆様、おはようございます。29年の3月の佐々町の定例会ということでお願いいたしましたところ、西議長さんをはじめ、議員の皆様方には全員御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

議案がたくさんあるわけでございますけど、3月は卒業の月でございます、各学校それから幼稚園、保育所の卒業式があるわけでございます。皆様方には大変御足労をかけるわけでございますけど、全議案につきまして御承認をいただきますように、心からお願いを申し上げます、簡単粗辞でございますけど、御挨拶にかえさせていただきます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

— 開議 —

議 長（西 日出海 君）

本日の出席議員は全員出席です。

これから本日の会議を開きます。

— 日程第 1 会議録署名議員の指名 —

議 長（西 日出海 君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則の規定により、1番、福田喜義君、2番、阿部豊君を指名します。

— 日程第 2 会期の決定 —

議 長（西 日出海 君）

日程第2、会期の決定を行います。

3月本定例会の会期については、さきにお配りしました日程表のとおり、3月7日本日から3月31日までの25日間にしたいと思います。

なお、本会議は、前半が3月7日、3月8日、3月9日の3日間の予定です。後半の本会議は3月21日、3月23日、3月31日の3日間を予定しています。

日程の内容について、順を追って説明を行います。

3月7日、本会議1日目には、まず諸般の報告を行います。

1番目に、議長出席会議報告5件。

2番目に、議員派遣結果3件の報告を私から行います。

次に、町長報告ですが、2件の報告を町長からお願いします。

次に、委員会報告です。

1番目に総務厚生委員会、所管事務調査、2番目に産業建設文教委員会、所管事務調査の報告を、それぞれ委員長からお願いします。

次に、一般質問です。

別紙質問通告一覧表のとおり、5名の方からの質問です。

1日目は、一般質問が終了後、散会となります。

3月8日、本会議2日目は、議案審議です。

議案第 1 号から議案第 19 号までの 19 議案です。なお、議案第 6 号から議案第 18 号については関連がありますので、一括議題とし、説明を求め、説明の後、各議案ごとに採決を行います。上程順位については、議案番号順の上程を予定しております。審議終了後、散会となります。

3 月 9 日、本会議の 3 日目です。2 日目に引き続き議案審議からです。議案第 20 号から議案第 24 号までの 5 議案終了後、平成 29 年度の議案第 25 号から第 32 号までを一括議題とし、施政の概要と予算説明書の説明を求め、説明の後、議案第 25 号から第 32 号までの各会計のかがみの朗読を各担当課長が行い、終了後、延会となります。

次に、後半の 21 日、本会議の 4 日目です。平成 29 年度当初予算の議案審議で、議案第 25 号から議案第 27 号の 3 議案を予定しています。審議終了後、散会となります。

23 日、本会議の 5 日目です。平成 29 年度当初予算の議案審議で、議案第 28 号から議案第 32 号までの 5 議案を予定しています。

続きまして、意見書 1 件と発議 1 件です。審議終了後、散会となります。

31 日、本会議の 6 日目です。閉会中の所管事務調査を予定しています。その後、閉会の予定です。

なお、日程については、議事の進行により時間の延長もあろうかと思いますが、あらかじめ御了承いただきたいと思います。

以上のような手順で進めたいと思います。

本会議は、3 月 7 日、8 日、9 日、21 日、23 日、31 日です。

お諮りします。本定例会の会期は、3 月 7 日から 3 月 31 日までの 25 日間に決定することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、3 月 7 日から 3 月 31 日までの 25 日間に決定しました。

日程表に従って、議事を進めていきます。

— 日程第 3 諸般の報告 —

議 長（西 日出海 君）

日程第 3、諸般の報告に入ります。

まず、議長出席会議報告の 5 件を私のほうから行います。

1 番目は、東彼杵道路建設促進期成会要望活動が、平成 28 年 12 月 26 日に期成会正副会長、幹事、会員が出席し、長崎県庁において、長崎県知事、長崎県議会議長、自民党長崎県支部連合会にそれぞれ現状における課題、整備の効果、道路整備にかかる財源について要望を行っております。資料の 1 ページから 3 ページです。

資料の 5 ページです。2 番目は、西九州北部地域市町議会協議会第 2 回会議が、平成 29 年 1 月 12 日に佐世保市役所で開催されました。伊万里市議会、有田町議会、平戸市議会、松浦市議会、佐々町議会、佐世保市議会の各正副議長が出席し、観光交流人口の促進について協議を行いました。

資料の 7 ページです。3 番目は、長崎県町村議会議長会平成 29 年第 1 回議長会議が、平成 29 年 1 月 30 日に佐々町役場において開催されました。長崎県町村議会議長会定期総会に向けての事業計画、予算、会則の一部改正等について協議を行っております。

次に、9 ページから 32 ページです。4 番目は、長崎県町村議会議長会第 68 回定期総会が、平成 29 年 2 月 20 日に長崎県市町村会館で開催されました。会の冒頭、表彰が行われ、自治功労と

して2名の方、議会広報コンクール表彰として小値賀町議会にそれぞれ伝達されました。

10ページから19ページまで、報告第1号 会務報告が提出され、承認されております。

20ページから24ページまで、承認第1号 平成27年度長崎県町村議会議長会、歳入歳出決算の承認が提案され、承認可決されております。

25ページから28ページまで、議案第1号 平成29年度長崎県町村議会議長会、事業計画案が提案され、原案どおり可決されております。

28ページから29ページまで、議案第2号 平成29年度長崎県町村議会議長会、歳入歳出予算案が提案され、原案可決されております。

30ページ、議案第3号 長崎県町村議会議長会会則の一部改正について提案され、関係会則を整備する必要があるため、原案可決されております。

31ページ、協議第1号 事務局世話人会設置要綱の制定について提案され、原案可決されております。

32ページ、決議が提案され、採択されております。

資料の33ページから51ページです。5番目は、平成29年第1回長崎県後期高齢者医療広域連合議会定例会が、平成29年2月21日に県内13市8町の広域連合議会議員、及び広域連合執行部が出席し、長崎県市町村会館で開催されました。

36ページから39ページです。議案第1号は、長崎県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間・休暇等に関する条例及び長崎県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の提案があり、必要な事項を定めるため、一部改正の条例が提出され、原案可決されております。

40ページから41ページです。議案第2号は、長崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の提案があり、必要な事項を定めるため、一部改正の条例が提出され、原案可決されております。

42ページから45ページです。議案第3号は、平成28年度長崎県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）、議案第4号は、平成28年度長崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、以上、2件の補正予算につきましては原案可決です。

46ページから49ページです。議案第5号は、平成29年度長崎県後期高齢者医療広域連合一般会計予算、議案第6号は、平成29年度長崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算、以上、2件の29年度予算につきましては、原案可決です。

50ページから51ページです。議案第7号は、長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少について、長崎県市町村総合事務組合の共同処理する団体に変更が生じるため、提案があり、原案可決しております。

次に、議員派遣結果を報告します。1番目は、平成29年1月18日に長崎県町村議会議長会主催の議会広報研修会が長崎県市町村会館で開催され、議会だより編集委員が出席しております。広報誌の編集のポイントと題して講演受講後、議会広報誌クリニックとして佐々町議会だよりを提出し、クリニックを受けております。

2番目は、平成29年1月23日から25日まで、全国市町村国際文化研究所主催の市町村議会議員研修3日間コース、議会改革ステップアップ研修受講のため1名が出席しております。

3番目は、平成29年2月15日から16日まで、宮崎県国富町へ先進地視察研修を行い、産業建設文教委員が出席しております。

今、報告しました議長出席会議報告5件、並びに議員派遣結果3件の関係資料は、議員控室に置いておりますので御参照いただきたいと思います。

以上で、日程第3、諸般の報告の議会関係報告を終わります。

— 日程第4 町長報告 —

議 長（西 日出海 君）

次に、日程第 4、町長報告に入ります。
2 件の報告をお願いいたします。町長。

町 長（古庄 剛 君）

それでは、町長報告をさせていただきます。

報告第 1 号 専決処分した事件、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、議会において指定されている下記のことについて、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により、これを議会に報告する。

記。工事請負変更契約締結の件、平成 29 年 3 月 7 日提出、佐々町長。

次のページをお願いいたします。専決第 1 号専決処分書、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、平成 26 年 3 月 14 日、議会の議決により指定された町長の専決処分の指定に関する条例に基づき、次のとおり専決処分する。平成 29 年 2 月 6 日、佐々町長。

記。議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年条例第 22 号）第 2 条に基づく契約において、1 件につき 500 万円以内の契約金額の変更を行うものでございます。これにつきましては、後ほど教育次長をもって説明させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

続きまして、報告第 2 号 専決処分した事件、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定によりまして、議会において指定されている下記のことについて、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により、これを議会に報告する。

記。長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少の件、平成 29 年 3 月 7 日提出、佐々町長。

次のページをお願いいたします。専決第 2 号専決処分書、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定に基づき、議会の議決に指定された事項について、下記のとおり専決処分する。平成 29 年 2 月 23 日、佐々町長。

記。平成 29 年 3 月 31 日をもって、南高北部環境衛生組合が解散することから、地方自治法第 286 条第 1 項の規定に基づき、長崎県市町村総合事務組合から南高北部環境衛生組合を脱退せしめ、長崎県市町村総合事務組合規約（平成 8 年 3 月 27 日自治許第 40 号）を別紙のとおり変更する。以下につきましては、総務課長をもって説明させていただきますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（西 日出海 君）

教育次長。

教育次長（水本 淳一 君）

報告第 1 号の最終ページを見ていただけますでしょうか。

工事名、平成 27 年度佐々町地域交流センター建設工事。工事概要、建築工事、電気設備工事、機械設備工事、外構工事一式、変更前、変更後、同じでございます。

契約方法、変更前、指名競争入札による落札者と契約、変更後、現契約者と随意契約。

契約金額、変更前、4 億 6,202 万 4,000 円、うち消費税 3,422 万 4,000 円、変更後、4 億 6,677 万 6,000 円、うち消費税 3,457 万 6,000 円。

契約相手に、佐々町小浦免 1128 番地 3、株式会社堀内組佐々営業所所長、前川祐二。

工期、契約確定の日、これが平成 28 年 3 月 28 日ということです。至る、平成 29 年 2 月 20 日。

本件につきましては、平成 29 年 2 月 17 日、金曜日の産業建設文教委員会の中で所管事務調査

として、案件として御協議をいただいております。

それから、平成29年2月24日金曜日、全員協議会を開催していただきまして、説明を行ったところでございます。変更契約につきましては、2月6日付、専決処分により契約を変更させていただいておるところでございます。変更額、消費税を含めまして475万2,000円の増加というふうになっておるところでございます。変更契約の主な概要につきましては、委員会それから全員協議会の中でも説明をさせていただいております。

なお、工期につきましては、平成28年3月28日から平成29年2月20日までということで、変更はございませんでした。

それから、平成29年2月13日、佐世保市消防局によります消防検査。

それから、平成29年2月16日、県による建築確認の検査。

それから、平成29年2月17日、町が委託しております管理事業所に送ります検査を行っておるところでございます。なお、平成29年2月20日、町による建築確認検査を無事終了いたしまして、引き渡しを受けたということになっております。

以上でございます。

議 長（西 日出海 君）

次に、総務課長。

総務課長（川内野 勉 君）

長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少の件。南高北部環境衛生組合が平成29年3月31日をもって解散することに伴い、長崎県市町村総合事務組合の共同処理する団体に変更が生じるため、専決処分の指定に関する条例第2条第4号の規定により、専決処分を行ったということでございます。

2条の組織、組合を組織する市町村が21市町、7一部事務組合、1広域連合から一部事務組合が1つ減りまして、21市町、6一部事務組合、1広域連合という組織の数の減少になります。

そして、業務を行っていた内容ですけど、退職手当に関する事務、議会の議員、その他非常勤の職員に対する公務災害補償等に関する事務、それと職員の研修に関する事務ということで、一部事務組合に加入されておりました。

以上です。

議 長（西 日出海 君）

これから、報告に対する質疑を行います。質疑にある方。9番。

9 番（仲村 吉博 君）

それぞれの会議で説明されたわけなんですけど、2月20日に完成している、ごめんなさい。一番目の分ですね、報告の。直接的な工事ということよりも、あそこの交通、朝夕の交通量が非常に多いということで、地元の方からも交通渋滞並び交通事故、あるいは安全で子供たちが通えるのかどうなのかということが疑問が出るとということが、会議の中でもいろんな議員の方からも出ておりましたけれども、完成後のいわゆる交通の渋滞とか、そういったことについてはチェックなり点検なり、現場を見られたのかどうなのか、見られたのであれば、そのことについて今の段階での結果の報告をいただきたい。

議 長（西 日出海 君）

建設課長。

建設課長（松本 孝雄 君）

御質問の点検をしたかということでございますが、具体的に日時を決めましてやったということはございません。おっしゃるように、朝夕の交通が多いところ、それから学校施設等があるところでもありますので、今後早い時期にそういった状況を確認したいと思います。

議 長（西 日出海 君）

9 番。

9 番（仲村 吉博 君）

これからのことを注視することになるかと思いますが、これは工事中からのそうした指摘を役場のほうにも町民の皆さんからは御意見が上がって、届いていたんではないかというふうに私の耳には入っておりますけれども、そういったことが入ってたのかどうか、入っていたならばそれについてどのように対処しようとしたのかっていうことをあわせて、これからの施設のあり方等について十分検討しないといけないだろうと思いますので、その件については意見は上がっていたのかどうなのか、そうでないならば今、課長が、建設課長が言われたように、やはり日にちを決めて、日時を決めて、やはり交通の安全については十分留意されないといけないだろうと思いますので、まず町民の声が届いているのかどうなのか、そうであるならばどのように処理されたのか、これからの対応も含めて質問をしたいと思っています。答弁をお願いします。

議 長（西 日出海 君）

教育次長。

教育次長（水本 淳一 君）

教育委員会のほうに対します町民からの直接的な御意見というのはいただいておりますが、先ほど建設課長が申しましたように必要な時期を見計らってということで、交通量関係の調査を行うことになろうかというふうに考えているところでございます。

議 長（西 日出海 君）

建設課長。

建設課長（松本 孝雄 君）

中央海岸線、国道の交通渋滞と朝夕の部分が非常にありまして、この町道神田線というところを、かなり迂回路として御利用されているというのが、もう現実としてあります。そういった中で、朝夕の登下校に非常に子供たちの通学等にも非常に影響しているというのは従来からの問題でございました。

そういったことで、今回地域交流センターが計画される中で、敷地等を結果見ていただくとわかりますように、車道、歩道がしっかり確保できた道路の形態になっているのではないかと考えています。そういったことで、こういう状況で今後どういうふうな対応ができるかは、今後の通行の状況等を考えながら検討していかなければいけないと思っておりますが、当面、この建物ができ、周辺の敷地が整理されたということで、かなり交通環境としては向上したのかなというふうに思いますが、今後の状況を見るしかないのかなと思っておりますので、御理解をいただきたいと思います。

議 長（西 日出海 君）

9 番。

9 番（仲村 吉博 君）

あそこをグリーンで塗装、塗装というか、してありますよね。車がみずからの駐車場みたいに判断したのかどうか知りませんが、車をよく置いてあるのを見られるんですよね。だから、あそこは児童生徒の通学路の安全のために、歩行者の安全のためにきっちりと分けられたための分け方だろうと思いますので、その辺についてはせっかく地域交流センターができたわけですから、さらに人の出入りは多くなるわけで、日常的に交通渋滞、並びに安全性の確保については担当の部署だけではなくて、町全体で見ておく必要があるかと思いますので、特段の配慮を求めたいと思います。特に、中学校生徒の朝と夕方の送り迎えの車両がその時間帯に集中しているようでございますので、その点については十分配慮をしていただきたいということを申し上げて、質問を終わりたいと思います。

教育委員会に最後のことについて、答えをいただきたいと思います。

議 長（西 日出海 君）

教育長からどうぞ。

教 育 長（黒川 雅孝 君）

御指摘のとおり文化会館周辺の登下校の安全については、一般的に歩道ができたということで安全性は向上したかと思いますが、送り迎え、特に迎えの時間帯の車の混雑については十分配慮、注意をしていきたいなと思っております。ちなみに、中学校の職員が出て、あその状況確認をしたりはいたしております。

以上です。

議 長（西 日出海 君）

ほかありませんか。

（「なし。」の声あり）

ほかにはないので、町長報告を終わります。

以上で、日程第 4、町長報告を終わります。

— 日程第 5 委員会報告 —

議 長（西 日出海 君）

日程第 5、委員会報告に入ります。

まず、総務厚生委員会の所管事務調査の報告を委員長からお願いします。7 番。

（総務厚生委員長 須藤 敏規君 登壇）

総務厚生委員長（須藤 敏規 君）

総務厚生委員会の所管事務調査の報告をいたします。

平成 29 年 1 月 26 日と 2 月の 10 日に委員会を開催し、調査研究を行いました。1 月 26 日の主な概要について報告いたします。

初めに、佐々町子供のための教育、保育に関する条例施行規則の一部改正についてです。大

平住民福祉課長、作永係長から改正内容の説明を受けました。改正理由として平成29年度における、国の幼児教育の段階的無償化に向けた取り組みで、子ども子育て支援法施行令などが改正されることに伴いまして、保育料の単価を改正する必要があるので、29年4月1日付で規則の改正を行いたいということでした。

内容については、一つとして町民税非課税世帯の教育認定の1号、幼稚園関係です。それから、保育認定の2号、3号、保育所関係ですが、第2子を無償化とすること。

2つ目として、年収約360万円未満相当世帯の保護者負担の軽減です。教育認定、幼稚園ですけれども、1人親世帯などの階層で1,000円の減額となる。2号認定、保育所です。1人親世帯などの階層で800円の減額となるという説明でした。

委員からの質問回答です。質問として、将来的かもしれませんが、1号認定で教育の場合は、4時間という標準時間の決まりがあるが、保育の部分との予想される困難はないのか。

回答として、国の定めで4時間の標準基準はある。保育認定の2号、3号は11時間保育というのが前提となっている。保育を利用する場合は、標準認定と短時間保育認定をしなければならない。佐々町は4時間以降は預かり保育ということで、保護者と施設との契約の中で保育料を納めているという状況です。

次の質問として、園と保護者の関係で、町の関与はないのか。

回答として、現在も延長保育を行っている。申請を出していただいて許可をする。認定ことも園になったときどうするか煮詰めていかなければならないと思っている。公布日が3月31日になるだろう。手前で確認した上で行っていくということでした。

次に、佐々町地域交流センター条例についてです。水本教育次長、林枝係長から条例案、施行規則の案、参考資料などにより内容の説明を受けました。考え方として、文化会館条例を基礎ベースとして作成をしたということでした。

主な質問と回答です。質問として、条例案の中に、例えば選挙になった場合、政党自体の演説会、講演会、宗教などの集会、これらが抵触するかの判断基準はどのようにされておるかということです。

回答として、社会教育法第23条に準じて設定をしました。判断は、その都度やっていかなければならないと思っているという、取り扱い方針を決めていきたいという回答でした。

条例については、本定例会に上程される予定です。

次に、庁舎整備の現在の庁舎の状況及び今後の対応についてですが、川内野総務課長、安達補佐から28年度の公共施設等管理計画の中で、別途協議した部分の4つのパターンについて説明を受けました。1つとして、現庁舎を継続して使用すること、2つとして現庁舎を耐震補強して長寿命化を図る。3つ目として、文化会館前で建てかえ、新庁舎を建設する。4つ目として、文化会館を利用するイノベーション化による一体化という、4つの研究をなさっているようです。

問題点として、佐々川の浸水想定区域内であること、I s 値が0.19、地震に対して倒壊の危険性がある数値でございますが、放置できない。耐用年数が50年で、あと3年で耐用年数に達する問題。本庁舎が2つの施設の合体施設であるため、仮庁舎の整備が発生するので、電算や機器などの移設が発生するなどということで、方向性としては現庁舎を耐震プラス長寿命化にするか、建てかえするか、放置できない。国、県から言われている。今後は、耐震化プラス長寿命化か、建てかえの2点で検討していきたいということでした。

主な質問、回答ですが、質問として、住民の合意形成にどれだけの時間をかけながら庁内の会議とか、住民会議というような構想はあるのかどうか。

回答として、ほかの町も時間をかけておられる。職員間でたたき台があるので、職員のほうを急いで調整をして住民からの期間を長く持ちたいと考えている。

次の質問です。五、六年の間に万が一地震、災害の対応はできるのか。

回答として、国、県からも質問は来ている。地域交流センターを代替施設に指定をしているという回答でした。

その他報告として、長崎県立大学との包括連結協定締結のこととか、生涯学習シンポジウムのこと、ふくぶくクラブの実施場所の協議の経過、電算関係の報告を受けております。

次に、2月10日の主な調査について報告します。育児休業等に関する条例等の一部改正についてですが、川内野総務課長、南部主事から地方公務員の育児休業に関する法律等が一部改正されて、所要の規定について整備する改正の概要について説明を受けました。

内容は、1つ、職員が特別養子縁組の成立にかかる監護を現に行う子も、育児休業ができるように範囲が拡大された。養子縁組里親として、職員に委託しようとしたが、実親等の同意が得られなかったため、養育里親としての職員に委託された子を追加すること。

2つ目として、介護時間の新設です。部分休業の取得可能な範囲について、育児時間に加えて介護時間を踏まえて計算するための、職員の勤務時間、休暇等に関する条例で改正を行うということでした。施行日は29年4月1日からということです。

主な質問、回答です。定められた介護時間で足りないという対応のときは、年次有給休暇と一緒に申請は可能なのか。

回答として、年次有給休暇で後処理するということも可能だとか考えております。

次の、質問して、適用範囲となる職員の範囲を教えてください。今後の対応は。

回答として、全職員が対象です。非正規はならない。今国会の通常国会に招集されておりますが。地方公務員法、地方自治法等の改正が予定されている情報が入ってきております。正規の職員形態にある地公法上の3条を適用している嘱託職員、22条の臨時職員、パートの方は一般職の非常勤職員という名称で統括されるようになるということです。

次に、質問として介護時間の新設で、公務の運営に支障がある時間については承認しないことが可能とありますが、管理職の裁量というか、明確な考え方があればということです。

回答として、基本的に介護休暇をとっておられるので、それ以外の職員で対応するというが原則と考えています。介護休暇が法的に優先に取り扱う内容となっています。

次に、長崎県市町村行政福祉審査会の協同設置規約の変更についてですが、川内野総務課長から平成29年3月31日に南高北部環境衛生組合が解散するが、町長の専決処分に該当するものに該当しないので、本定例会に提出したいという説明でありました。

次に、佐々町税条例の一部改正についてです。内田税務課長から改正の内容の説明を受けております。

改正理由として、地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律及び地方税法施行令の一部を改正する政令等の一部を改正する政令が、平成28年11月28日にそれぞれ公布をされた。特定非営利活動促進法の一部を改正する法律が平成28年6月7日に公布され、平成29年4月1日から施行することに伴い、条例改正を3月議会に上程したいということでした。

概要です。町県民税と軽自動車にかかる分の改正です。1つとして、特定非営利活動促進法の改正に伴い、名称が変わったということで、条文を改正するということです。

2つ目として、住宅ローン減税措置の対象期間の延長です。所得税の税額控除を受けたもののうち、所得税の金額よりもオーバーした場合、引き切れなかった場合に住民税を軽減することとなっていると。消費税率の関係で平成29年4月から平成31年6月30日となっていたものを、2年半延長されて平成33年12月31日までとなったということです。

3つ目として、軽自動車のグリーン化特例の1年間の延長です。環境への負荷の低減を図った軽自動車を28年4月1日から平成29年3月31日までの分について軽減するもので、公布の日から施行するということでした。

主な質問と回答です。質問として、消費税と住宅ローン控除の関係で、どのような関係のあ

るのですか。

回答として、前回は消費税が延ばされたときも、そのときも 1 年半延長されたということでした。

次の質問として、グリーン化の 1 年半延長は当初の期間だけでは対応できなかったのですか。延長の理由、根拠、何なのですかという質問でした。

回答として、環境の影響を考えて、環境によい車を購入するのを促進するという意味で、グリーン化特例があっていると思いますということでした。

条例等については、本定例会に上程予定であります。

その他、報告として長崎県市町村総合事務組合の規約変更、喫煙所の設置工事について、町長選挙、議会選挙の執行日、地域おこし協力隊について、保育所の施設運営移管の契約関係を報告を受けております。

お手元に配付をしております総務厚生委員会報告を御一読お願いしたいと思います。

以上でございます。

（総務厚生委員長 須藤 敏規君 降壇）

議 長（西 日出海 君）

次に、産業建設文教委員会の所管事務調査の報告を委員長からお願いします。8 番。

（産業建設文教委員長 淡田 邦夫君 登壇）

産業建設文教委員長（淡田 邦夫 君）

産業建設文教委員会所管事務調査を、平成29年1月20日と2月17日に調査研究を行いましたので、御報告いたします。

まず初めに、1月20日の所管事務調査の調査研究概要について御報告をいたします。

所管事務調査項目として、学校・幼稚園・社会教育及び整備について、公有財産購入について、2番目として事業進捗状況調査について、平成28年度事業計画について、3番目として条例等について、佐々町地域交流センター条例について、その他ということでございます。

まず初めに、所管事務調査の中で佐々町地域交流センターの事業進捗状況の現地調査を行い、事務所にて説明を受け、現場にて確認を行いました。調査経緯として、学校・幼稚園・社会教育及び整備について、公有財産購入について。口石小学校横の駐車場敷地という名目で、平成28年11月から口石小学校横の民有地について、買収に向けた内部検討を開始した。地目が田んぼで、面積は779平方メートル、1平方メートル当たり1万7,500円で相手方と交渉を進めている。相手方の交渉が整えば、平成29年4月以降に売買契約を計画している。予算についても新年度予算で手続を進めていきたいとの報告でありました。

委員より、地権者と後処理の関係でトラブルがないように。

執行より、トラブルがないように再度、県及び長崎県税務署を訪問する予定をしているということでした。

事業進捗状況でございますけども、平成28年度事業計画について、産業経済課、建設課、水道課、教育委員会の各課長、担当者から概要の説明を受けております。

条例等について、佐々町地域交流センター条例について、地域交流活性化、教育及び文化、スポーツ振興及びコミュニティの活動を図り、活力あるまちづくりに資するため、交流センターの条例制定の説明を受け、内部確認を実施いたしました。

委員より、専属的に毎週決まって予約された場合、単発的に予約される方があった場合、交流センターは6カ月前となっているが、一般の方が一時的に予約された場合、先に予約された

ら不公平が出るのではないかということで、どう解釈するのかという委員より質問がありました。

執行より、使用者が競合する場合の問題については、再度内部検討したいという報告でございました。

その他、報告について地域交流センター開館セレモニーの開催について、開催日時は平成29年3月18日土曜日、10時から行う。来賓者は約50名を予定しているとの報告でございました。

2 番目として、第 2 期佐々町振興基本計画にて、平成29年度から 5 カ年計画で取り組む。主要施策、活動手法、成果費用の考え方を行っていくとの報告でございました。

3 番目として、佐々町生涯活躍のまちシンポジウムの開催について、地方創生加速化交付金の総合戦略の生涯活躍のまちづくり推進会議の予算で、地域交流センターの落成記念応援、午後から生涯活躍のまちシンポジウムを 2 日間にわたって行うという報告でございました。

4 番目として、土砂災害警戒区域等の指定予定範囲の事前縦覧について、昨年からずっと土石災害警戒の区域調査を実施し、8 月の町内会長の会の折、県のほうからこの制度の説明と調査に入るお知らせがあり、調査報告でございました。

続きまして、2月17日の調査研究の概要を報告いたします。

所管事務調査といたしまして、公園について、公園施設長寿命化施設計画について、まちづくりについて、地域交流センター建設概要について、事業進捗状況について、平成28年度計画について、条例等について、佐々町地域交流センター条例、道路認定、変更の件について。

初めに、公園施設の長寿命化計画ですが、執行部からの説明として、平成31年までの交付金対象事業として、申請すれば、遊具等の整備が図られるということで、次年度以降にそういった計画を進めているという計画でございました。特に、皿山公園、千本公園の遊具等については、緊急に更新しなければならない現状があるということで、国の補助というのは2分の1補助となっており、今回の計画策定の2分の1補助と起債で、公園事業債という充当率が90%でこの整備計画を立てているという報告でございます。

皿山公園は、これまで距離が長いローラー滑り台とか、アスレチックがあって、地域の皆様方、加えて近隣の方々も御利用いただいて、ここ数年遊具等が傷み、最近については非常に管理が難しい状況となっている。南部はでんでんパークがあり、北部地域は従来遊べる施設、現在機能していないのでバランスを考えて、早急に手を入れたいとの説明でございました。これを受け、委員からは公園管理整備について多くの意見が出ております。

次に、佐々町地域交流センター建設についてですが、執行の説明として工期は平成28年3月28日から、平成29年2月20日まで。当初の契約金額として、4億6,202万4,000円、これは税込みです。追加金額として475万2,000円を追加、変更後の契約金額は4億6,677万6,000円となるということでございました。この追加内容として、5項目の内容説明を受けております。

また、地域交流センターの消防器具検査が2月13日に佐世保市西消防署から検査を受けて完了したということでございました。建物検査といたしましても2月16日、県北振興局から受け、完了したとの報告を受けております。

これを受けて委員からは、工事中に発見された重油タンク、雨水排水管、浄化槽をなぜ撤去されなかったのか。武道館を建てる前に掘り出すことができなかったのかという意見がありました。

執行からは、図面が全く残っておらず、本来ならば埋め立てたときに、オイルタンク等は撤去しなければならないという答弁でございました。

先ほど町長のほうから報告がありましてとおり、専決処分による契約変更は町長報告のとき報告するというところでございました。

次に、事業進捗状況について、平成28年度事業計画についてでございますが、産業経済課、建設課、水道課、教育委員会より各課長、担当者から事業進捗状況の説明を受けております。

続きまして、条例等について 2 件の調査研究でございますが、佐々町地域交流センター条例についてですが、施設の利用を集中してまとめて予約する団体が、ことがあり、新規に予約する方が予約取れないのではないかと、1 月 20 日の委員会の指摘しておりましたが、それに対して執行より公民館学習部分とか、体育協会、スポーツ少年団、定期的に活動を行う団体については、2 カ月前から事前予約できるとの方法を検討しているとのことでした。

条例については、施設利用券譲渡禁止、使用料の減免、使用料の不還付、原状回復の義務、損害賠償の義務等の説明を受けております。

次に、条例については 2 件目でございますけれども、道路認定変更でございます。執行部より、都市計画街路、起点が小浦免字丸山から棚方崎真申線に合流する小浦免字崎真申までの新真申線までの合流する区間、これまでは 998 メートルでありましたが、今回の変更で 1,423 メートルの延長となるということでございました。実際の供用開始は、夏ごろまで延びる予定であると。この部分の道路に関しては、佐々町が後は管理をするという報告を受けております。

最後に、この報告事項として繰越事業について（教育委員会、水道課、建設課）、佐々町農業委員会農地利用最適化推進委員の推薦及び応募状況について、下水道加入促進について、都市計画棚方崎真申線配水管新設工事について、児童事故についての報告を受けております。

その他、詳細については別途配付しております委員会報告を御参照いただければと思います。

以上で産業建設文教委員会の所管事務調査の報告を終わります。

（産業建設文教委員長 淡田 邦夫君 降壇）

議 長（西 日出海 君）

委員長からの報告が終わりました。

以上で、日程第 5、委員会報告を終わります。

これより、11 時まで休憩いたします。

（10 時 55 分 休憩）

（11 時 00 分 再開）

— 日程第 6 一般質問（仲村吉博議員） —

議 長（西 日出海 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 6、一般質問を行います。

それでは、質問通告書の順に発言を許可します。

一問一答方式により、9 番、仲村吉博議員の発言を許可します。9 番。

9 番（仲村 吉博 君）

議長の許可をいただきましたので、一般質問通告表に従って質問をいたします。日本共産党の仲村吉博です。1 つ目が、原発への対応はということで、町長の考え方を。これは玄海原発 3 号で、あそこは混合の MOX 燃料を使つての原発を稼働させるときに質問して依頼、繰り返し質問をしたところでありますが、特に今回は、町長のお考えを確認したいということで、周辺の自治体の町長の発言、あるいは福島原発での町長の発言を引きながらお尋ねをしたいと思います。

1 番目は、玄海原発に対する伊万里市長の発言をどう受けとめるかということであります。これについては、新聞報道を go らんになっていると思いますが、資源エネルギー庁原子力発電

立地対策広報室長に対し、伊万里市長は、玄海原発 3、4 号機の再稼働に対して、反対と意見を表明されました。

また、原子力規制委員会の審査書決定についても、審査書決定は安全を保障するものではなく、福島原発事故の検証も不十分ということで、反対姿勢を示されております。

さらには、最近の新聞にも出ておりました県内で初めての住民説明会を前にして、これは定例会だったと思いますが、平戸市長も、再稼働を認めた根拠について説明がほしいという注文をつけておられます。

これらの首長の発言、特に伊万里市長の発言をどう受けとめたのかということをも 1 問目、お尋ねしたいと思います。

議 長（西 日出海 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

今、いつもの原発への対応ということで御質問がありました。伊万里市長さん、それから平戸市長さんのお話も出ましたが、どちらも 30 キロ圏内の市長さんということでございますけど、私がこの伊万里市長さんの発言について、内容のコメントというのはなかなか、私は難しいんじゃないかと思っています。

伊万里市長さんも、いろんな発言をされております。やはり 30 キロ圏内ということで、30 キロ圏内は今、当時ですか、玄海町の町長さんと、それから県との承諾があればということで、稼働ができるんだということで今なっていると思います。その中では、やはり長崎県知事さんが、県内の市長さんと意見を聴取するというので、話があっておりまして、そういう発言を尊重したいということで、伊万里市長さんもおっしゃっていますので、そういう中であっても、なかなか 30 キロ圏内であっても、やはり再稼働については容認をするのではないかということも思っておりますし、佐々町が今、30 キロ圏外でございますけど、そういういろんなことを我々がするっていうのは、なかなか厳しいのではないかと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

議 長（西 日出海 君）
9 番。

9 番（仲村 吉博 君）

こういったところで長々とするわけにはいきませんので、私がお尋ねしたのは、どう受けとめたかということであって、伊万里市長の発言に対してコメントをお聞きしたいということをお願いしているわけではなくて、佐々町長としてどう受けとめたのかということで、再質問をいたします。

議 長（西 日出海 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

私の率直な感想といいますか、これは今、30 キロ圏外です。佐々町は 30 キロ圏外。30 キロ圏内の市長さんの平戸市長さんも伊万里市長さんも、そういう話をされているわけです。ですけど、やはり 30 キロ圏外っていうのは今、何を私のほうからいろいろ申し上げても、なかなか厳しいわけございまして、やはり 30 キロ圏内の人で話し合う。

私どもは、九電からのいろんな情報はとりますけど、その中で私が反対する、反対しないという立場ではないんじゃないかと思っていますし、やはり国の指示に従って、国、県の指示に従って、私どもは行政を今やらなきゃならないと。これを今、代替の発電というのはすぐ、今できるわけでございます。将来は多分、廃炉に持って行くんじゃないかと思いますが、今、現状では、エネルギーというのは、やはり原子力にも頼らなきゃならないと。効率的な電源をとるには、頼らなきゃならないということでございますので、町として、私としてはそういうことで、立場を考えれば、やはり国と県の方向性に従ってやっていかなきゃならないんじゃないかと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（西 日出海 君）
9 番。

9 番（仲村 吉博 君）

1 問目については、確認をすることで終わりたいと思います。

30キロ圏外は、何を申し上げてもせんないことと、意思表示をする立場にないということで、確認してよろしいでしょうか。

続いて、2 つ目。12 月、福島原発事故に対する浪江町長の発言をどう受けとめたかということで、12 月の定例会の一般質問でも紹介しましたのでわかっておられると思いますが、原発再稼働はあり得ない、日本から原発をなくしていきましょうとの浪江町長の発言があるわけですが、そのことについて、町長の発言を求めたいと思います。

議 長（西 日出海 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

浪江町の町長さんの発言についても、コメントというか、なかなか難しいわけでございますけど、浪江町さんは、御存じのとおり 3 月末、避難解除ということに向けて今、進めておられるわけでございますけど、やはり浪江町さんっていうのは、直接、放射能がそこに流れてきて今、除染作業が行われているわけでございます。この除染作業っていうのがなかなか進まなくて、やはり町に戻ってくる方が少ないということで、なかなか苦労していらっしゃることは、我々も大変残念に思っていますし、一日も早い復興を遂げていただければと思っています。そういう希望。

ただ私もここで思ったのは、浪江町長さんのコメントっていうのが、町おこしではなくて、町を残さなければならないというのが、一番の今、懸念だということでお話があります。それは、大変興味深いコメントでございまして、やはり町を残すために、一生懸命努力しておられるっていうことに対しては敬意を表しますし、我々もそういうことで支援できるところは支援して、やはりみんなで浪江町を残すような支援をしていかなければならないんじゃないかと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（西 日出海 君）
9 番。

9 番（仲村 吉博 君）

私の質問とちょっと外れたところで答弁をいただきました。貴重な答弁ですので、次の 3 問目とつなげていきたいと思っています。

1 番目については伊万里市長、そして 2 つ目については浪江町の町長の発言を申し上げました。そして、浪江町長については、町を復興するっていうか、町を再度つくっていききたいということでの意思を尊重すると、町を残すということについては敬意を表すると、支援もしなければならぬというふうにおっしゃいましたが、それでは、自分ならどうするのかということでお尋ねするんです、1 番と 2 番を前提にして。

30キロ圏外だから発言できないということですが、30キロを過ぎても放射能の影響は届きます。届いたときに、飯館村のように、40キロもそれ以上もあるとことでも、帰宅困難区域もあるわけですから、そういったことからいったら、30キロ圏内外というのは、いわゆる人間の都合上決めた円ですね。そうしたら相手は、全然そういったことはとんちゃくなしに飛んでくるわけですから。

そうしたときに、福島浪江町長のような苦渋の選択をしながら、そしてゼロ、あるいはマイナスから再出発しなければならないような立場に置かれることもあり得るわけです、玄海原発についてもね。そうしたときに、自分はどうするのかということをひとつお尋ねしたい。いわゆる想像力を働かせて、どうするのかっていうことをぜひ考えていただきたいということで、この 3 問目の質問をするわけですから、その件についてお答えいただきたい。

3 月 15 日から 21 日まで、国と九電は松浦、平戸、佐世保、壱岐の住民に対し、説明会をするとしています。そういった意味からいったら、県内でもいろんな原発についての再稼働、あるいはなくせ、なくさないでいいとか、いろんな意見が住民の側からも出てくるかと思います。そうした点からいえば、佐々町も 30キロ圏外とはいえども、意思表示するチャンスではないのかということで、ぜひ自分ならどうするかということについて、3 問目お尋ねいたします。

議 長（西 日出海 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

先ほど申しましたように、飯館村が 30キロ圏外で放射能が、やはり風の方向っていうか、先ほど仲村議員が申されましたように、半径で幾らっていうことで、30キロ圏外でも、飯館村は出てきたと。放射能で汚染されたということで、これは風の方向性によるわけでございますけど、私どもとしまして、そういうことは十分注意しなければならないと思っていますけど、今、現在、それを想定するっていうのは、なかなか難しいのではないかとと思っています。

やはり国は、原発の再稼働につきましては、厳しい対策を講じておるわけでございます。福島のようなことが起こるっていうのを国は想定してはいないわけでございますので、そういう福島のような事故はないものと、私は思っていますし、万が一事故が発生すれば、そういうことが絶対ないっていうことは言えないわけでございますので、発生すれば、やはり国と県の指示に従いながら、対策を講じていかなければならないんではないかと、そういうことを考えているわけでございますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（西 日出海 君）
9 番。

9 番（仲村 吉博 君）

私は、そういったところをお尋ねするわけではありません。国がどうのこうのとかいうことじゃなくて、伊万里のような、あってはならないんですけれども、まだそういった 30キロ圏内の人、それから実際に被害に遭われた自治体の首長、そして幸いにも今回、県内で住民説明会を開くという状況のときには、もう少し国のたがを外れて、もっと自由に発言する、意思表示

するチャンスではないかというふうに思っているわけです。

だから、きょう発言されることは、従来発言された枠を取り払って発言してくださいということで質問をしているわけです。

それで、一つだけ気になるのは、事故はないと想定していると、国は。というふうにおっしゃいましたが、規制委員会の規制基準は、事故はあることを予定しての規制なんです。それは御存じだと思います。だから、繰り返し、規制委員会の委員長も、安全を担保したものではないと、繰り返し言うておられるわけですから、事故があることを想定して規制基準がつけられているわけですから、規制委員会は安全を担保したものじゃないので、事故を想定して対応を30キロ圏外の首長としてはどうするのかということを考えることは、これはフリーになるんじゃないかということを申し上げているわけで、それは今まで繰り返し申し上げたんで、意思表示をするチャンスではないかっていうことで、お尋ねしたわけです。

そういった意味では、第3問は、せっかくのチャンスを町長に与えたわけなんですけど、従来の答弁どおりということで受け取っておきたいと思います。非常に残念な対応だというふうに思います。

4番目、それでは具体的に、今まで国とか県とかの指導がないから、政策方針がないからというふうにおっしゃいましたんで、佐々町長として情報収集するチャンスはあったんじゃないかということで見ても、全国町村長大会がありました。

全国町村長大会に、ここに書いてあるように、東日本大震災、福島原発事故に遭われた自治体からも首長が来られます。これらの首長からも、原発事故の実態について情報収集、生の情報を得る絶好のチャンスであったと思います。

そうした点で、さらに先ほど紹介した浪江町長とも会われたはずだと思いますが、どうだったのか、町長としてどういう情報収集の行動をなさったのか、お尋ねいたします。

議 長（西 日出海 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

確かに、全国町村長大会には浪江町長も来られまして、福島原発事故の状況というのは、町村長大会でお話があったと思います。報告がですね。そういうお話を聞くことはありましたけど、実態については情報の聴取というのはやっておりません。

何度も申し上げているわけですが、やはり原発の再稼働というのは、国の方針がございまして、国のエネルギー政策というのがあるわけですが、それをたどると、原発事故が起こったものの、やはり国民の生活とか企業の活動を考えると、今の段階では今、原発による発電というのが必要ではないかということで判断しておりまして、原子力規制委員会等々で、福島の実態を二度と起こさないためには、規制の基準というのが作成されております。

その基準に適合する施設に限り、再稼働の今、許可を出しているわけですが、そういう中で、やはり地元の同意といいますか、立地都道府県とか立地市町村以外にも、御存じのとおり地元の同意というのがないわけです、今、現在。やはり30キロ圏内の都道府県、市町村も同様でございますので、30キロ圏内は今、市町村の避難行動計画とか訓練を義務づけておるわけでございます。

しかしながら、30キロ圏外の自治体は今のところ、対策を講じておられないわけですが、そういう中で、やはり国、県のほかに新たな指示ってありますか、そういう対策等を講じられれば、私としてもしっかりと対応しなければならぬのではないかと考えておりますので、我々が、町だけですというのとはなかなか、避難行動とかそういう計画立てるのも、この前もお話し

ましたけど、厳しいのではないかと。やはり国とか県の指示がなければ、なかなか難しいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（西 日出海 君）
9 番。

9 番（仲村 吉博 君）

そうすると、④についての回答は、情報収集はやっていないということで確認ができるかと思いますが、間違えないでしょうか。次のお答えのときに、改めて回答してください。

そうすると、⑤の質問については、回答のしようがないということですね。把握した状況に基づいて、佐々町の原因に対する行政を進めようとしたのかということについては、策はないということで確認させていただきますが、この質問に対する回答としては、どういうふうにお答えになるのでしょうか、お答えをいただきたい。

それから、先ほど申し上げましたが、県で初めての住民説明会をしようとしてると。新たにしようとしているわけなんですけど、これにはどう対処なさったのか。これは、県としてやっぱり一つの政策方針のあらわれだと思いますが、これについては、お答えはいただけるかと思いますが、いかがでしょうか。お尋ねいたします。

議 長（西 日出海 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

先ほどの一つ目でございますけど、講演とかそういうことでお話は聞きました。けど、先ほど申しましたように、実態についての情報収集というのは、行っていないということでよろしくお願い申し上げます。

それから、説明会の件でございますけど、30キロ圏外といいますか、そういう県外の市町村には、案内といいますか、そういう報告は来っていないと私は思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それから、先ほど申しましたように、30キロ圏外であるので、やはり私としては九電のほうからそういうことできちっとお話をお聞きしたいと。九電のほうからも説明来てくれますので、そういう方向性で、どうなっているのかという実態はお聞きしたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（西 日出海 君）
9 番。

9 番（仲村 吉博 君）

そうすると、先ほど質問、もう一つしとったんですが、個別の情報を把握していないので、佐々町としての原因に対する行政方針はないということを確認したんですが、それについて間違いないでしょうか、お尋ねします。

それと、私がなぜこれ住民説明会を重視するかというと、町長は、今まで国とか県の政策方針なりがなければ30キロ圏外ですので、国とか県の指示に従うということをおっしゃってましたんで、私としては、たとえ30キロ圏内の平戸市、松浦市、それから壱岐市と佐世保市と、この4市ということに限られているということは承知しております。案内も来てないないだろうということも想像をしておりました。そのとおりだと思いますが、しかし私がずっと繰り返

し質問をしている30キロ圏外も原発の影響を受けますよという認識を持っておりますので、私は県の危機管理課に直接電話をいたしました。

3月1日、20分ほど話をしたんですが、まずなぜ4市なのかということをお尋ねしました。そうすると、説明では、避難訓練をしてもらっている自治体の方に、まず説明し、意見をもらうために4市としましたということであります。30キロの科学的な根拠はと言いましたら、ありませんということだった。明確にありませんとは言われませんでしたけれども、そういうニュアンスと受けとめました。科学的根拠はないということです。

そうしたら、それに伴って、佐世保市の市民でないと説明会を聞きに江迎のところには行けません。佐世保市民であれば、宇久町とか針尾の人も来られるんですねと聞きました。佐々町よりはずっと遠いんですよ、それでも佐世保市民だから行けるんですねと聞いた。佐々町は、佐々川の源流域が30キロ圏内にありますよ。32キロですから、直接的な影響は宇久町とか針尾よりは大きいんじゃないでしょうか。それは否定されませんでした。30キロ圏外でも、影響はあるということを明確にお答えになったんですが、それで繰り返し町長、答弁されている。

それでは、30キロ圏外は、避難計画をつくってはいけないのかとお尋ねしました。以前と違って以前は、10キロ圏外はつくってはだめだというふうな方針だったそうですが、今は30キロ圏外であっても、つくってはいけないというふうにはしておりませんと。計画をつくるについては、金はかかりません。ベースがあるからいつでもつくれますと。明確にこれはお答えになりました。

そして最後に私は、佐世保市で開くにしても、江迎一カ所では不足するんじゃないかと。もっと密に十分、たくさん開かないといけないんじゃないか。さらに、佐々町でも説明会を開くよう求めておきました。そのことについても、検討をしますと明確にお約束はなさいました。行政官の「検討します」は、しないということと同じことだということは、よく言われておりますけれども、私はそのとおり理解して、これからもこのことについては直接、危機管理課に追求をしていきたいというふうに思いますが、こういった行動は、30キロ圏外であってもやれるんじゃないでしょうか。

これは、諫早市の市民とか大村の市民も県の危機管理課には電話をされているそうです。内容は聞きませんでした。そうした努力は、1万3,800人の住民の預かっている、命と暮らしを守らなければならない佐々町長として、やるべき最低のことではないかというふうに思いますが、そういったことで住民説明会について、県の対応なり考えなりは、お聞きになったのかどうなのかということをお尋ねいたします。

議 長（西 日出海 君）
総務課長。

総務課長（川内野 勉 君）

危機管理課の方のお話が出ておりますけれども、私ども担当としては、そういった話は伺っておりません。

浪江町で起こった事件ですけれども、浪江町で起こったときに、一番遠くの市町に子供や老人の方を逃がそうということで、遠くのほうに逃がした。ところが、そこが一番……。

議 長（西 日出海 君）
9 番。

9 番（仲村 吉博 君）

いや、ごめんなさい。もうそれは知ってるんです。知つとるから答え要りませんから、やめ

てください。（総務課長「私が言いたいのは……。」）いやいや違いますよ。議長、とめさせてください。私が聞いていることとは違いますから。

議 長（西 日出海 君）
総務課長。

総務課長（川内野 勉 君）

私どもにつきまして、情報が少なすぎまして、佐々町独自の判断で住民を動かすというふうなことは、非常に危険なことだと思っております。

それと、安定ヨウ素剤についても、値段は安いんですけども、なかなか……。

議 長（西 日出海 君）

総務課長、そこまでの質問はないよ。（総務課長「いえ、ちょっと。」）ちょっとじゃない。そういうことにな……。（総務課長「いわゆる私どもには……。」）発言はやめなさい。今、答弁求めているのは、聞いたか、聞いてないかという質問だから、それについての答弁をなさい。それ以外の答弁はやめなさい。総務課長。

総務課長（川内野 勉 君）
聞いておりません。

議 長（西 日出海 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

そのことについては、私も今、総務課長が申したように、聞いてないわけでございますけど、これについて、先ほどお話がありましたように、やはり30キロ圏外で計画をつくると。計画というか、説明会をするとか、そういう考えは今のところは持ってないわけです。

計画をつくるにしても、やはり避難場所というのは、この前もお話をしてございました。避難場所をどこにするのか。これは他町にしなけりゃならないわけです。他町からの了解を受けなければならぬ。やはり、これは県の主導とか国の主導でこれをやらしてもらわなければ、私も個人の町で、なかなかお願いするというのは難しいわけでございます。

そういうことで、私は今、九電のほうからいろいろな情報があれば、すぐ情報を提供してくれということでお願いはいつもしているということでございますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（西 日出海 君）
9 番。

9 番（仲村 吉博 君）

県とのやりとりはメモっております。そういったことについて、県が答弁してないということについては、後で恥かくことになるかと思えます。

それで、県が計画をつくりますよと言ったんです。金のかかりませんって。私は机上でつくれますねって聞いた。そうしたら、つくれますよ、お金はかかりませんって。だけど、30キロ圏外ですから、国からの補助金なり交付金は出ませんと。最低で二、三千万円のお金がかかりますと言われたんです。それ以上しようとすれば、それは自治体のお考えですから、それ以上

のお金もかかりますよというニュアンスのお答えをいただきました。

ですから、一言も、隣の町とか避難場所について、こういったことも検討しないといけないですから、避難計画つくるのは大変ですよということは、一言も言われませんでした。一言もですよ。一言も言われてない。そのことについては、私は自信を持って言えます。

避難計画つくれますっていうふうに、危機管理課の職員が言ったんなら、そのときには、ただしですね、佐々町さんが避難するには30キロ圏外ですから、避難しなくていいんですよとか、あるいは川棚町さんとか東彼の各町の了解が要りますよということも、一言も助言はありませんでした。だから、そのことについて、私は30キロ圏外でもつくれますと。

佐々町で説明会を開くように求めたんであって、佐々町がしなさいと一言もあなたには言っていない。県に求めたんです。佐々町にも開いてくださいと、住民説明会を。検討しますと言われたんです。

だから、繰り返し言ってるのは、みずからの権限を十分に生かして、行政官として、県とも対等に、国とも対等に言えるでしょうに。住民のことについて十分知ってるわけですから。そのことについて、なぜなさらなかったのか。もうお答えは要りません。

しかし、最後にこの原発に関して求めておきます。私が言うのは、あなた繰り返し言われたけども、規制委員会の規制基準は安全基準ではないということ。そして、原発エネルギーに頼らなくても、エネルギーは足りているということを実態上として証明されているわけですから、そのことについて、いつまでもしがみついて検討しないという方針はやめていただきたいと。

これから、十分に県の危機管理課とも話す。実際に危機管理課と電話なり、行ってお話を聞かれたんですか。そのことだけ最後にお聞きします。私は、今回は行っておりませんが、危機管理課に直接面談もいたしました。これも、過去のこれに関する質問をしたときに申し上げたと思います。今回も危機管理課に電話しました。非常に一議員としてではありますけれども、あるいは一町民としてでも、非常に危険性を感じておりますので、このことについては繰り返しあなたに、あるいは町に要求をしてまいりたいと思います。

そのことを申し上げて、原発に対する質問は終わります。

続いて、マイナンバーについてお尋ねをいたします。

この質問をしたのは、広報でマイナンバーの記載が必要と繰り返し表示されて、記載しないといけないと町民に思わせるような記述がされておりますので、そうではなかったんではないですかということでお尋ねする次第です。

この法律が制定されるときは、任意だということが国からも繰り返し説明がありました。一言も強制ではありません、義務ではありませんということを繰り返し、私にすれば宣伝があったと思います。それからいけば、今の税務署の対応のあり方は、間違っているのではないかというふうに思いますが、そうしたことから、義務になりましたという根拠法を明らかにして、いつから国の義務になったのかということをお聞きしたいということで、第一問目の質問としている次第です。

議 長（西 日出海 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

マイナンバーについて広報さざ2月号の4ページから6ページということで記載をしております、マイナンバーの記載が必要ですよということをお願いしているわけでございます。

これは、確定申告の所得税法の規則にも、個人番号ということで入れてありますけど、所得税法の施行規則の一部を改正する省令というのが、附則第28条に記述してあるわけございまして、第1条にあります施行の規則が平成28年1月1日でございまして、平成28年の確定申

告にマイナンバーを記載ということが義務化されているのではないかと考えておりますし、住民税につきましては、資料の書面になりますけど、資料はもらっていらっしゃるんですか。

（発言する者あり）

裏面になりますけど、地方税の施行令の規則等の一部を改正する省令ということで、附則第 2 条の第 2 項で、平成 29 年度以降の個人の市町村民税に適用するというので、平成 29 年度の申告から義務化になっているのではないかと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（西 日出海 君）
9 番。

9 番（仲村 吉博 君）

資料をいただきました。所得税法の規則では、そのように書いてあるようです。国税庁も義務化したというふうに思っているようですが、そうではないということを国税庁は別のところでも説明しておりますので、それは後から紹介していきたいと思います。

ですから、私はこの 2 番目のところで、根拠法と取り扱いの原則を示されたいということでお聞きしたんですが、根拠法も取り扱いの原則についても、資料としては提出はありませんでした。あなた方がする仕事の手順はこうですよということを示された規則をお示しになったというふうに考えております。

本来の根拠法は、行政手続における特定の個人を識別するための番号のための利用等に関する法律ではないのでしょうか。そして、その法律の第 14 条第 1 項にはこう書いてあります。個人番号利用事務等実施者は、個人番号利用事務等処理するために必要があるときは、本人または他の個人番号利用事務等実施者に対し、個人番号の提供を求めることができる。これは義務じゃないですね、できると。可能だということを言ってるわけですが、町長答弁されましたけども、このどこに義務化の根拠があるのでしょうか。

これを受けて、所得税法の規則について義務化みたい書き連ねること自体が、国がうその指導をしてるんじゃないですかね。私は、法律違反だと思いますよ。いかがでしょうか。

議 長（西 日出海 君）
税務課長。

税務課長（内田 明文 君）

今、ナンバー法ということで申し述べられましたですけども、こちらの申告につきましては、所得税法でしておりますので、先ほど町長が申しましたように、所得税法施行規則第 47 条に個人番号ということで追加をされておりますので、この法にのったということは、私たちの解釈としてはもう義務になったということで、申告のほうにつきましては、個人番号を記載するように求めています。

議 長（西 日出海 君）
9 番。

9 番（仲村 吉博 君）

これで根拠法は義務ですというふうには、一言も書いてないんです。できると書いてあるだけです。それを受けて、何で所得税法の規則ですよ。法じゃないです、規則じゃないですか。

もちろんあなた方は、実務上それでやりますから、これは天下の法律でしょう。しかし、国

民に示された法律は、義務ですよとは一言も書いてない。一言も言っていないんです。それで、所得税法で義務ですよというふうな言い方、受けとめ方、全国の市町村はそう受けとめるような指導をするということ自体が、僕は国が違法行為をやっているというふうに思わざる得ないというふうに思います。

だからこそ、国税庁なりいろんなところでは、別の対応が窓口ではなされて、指導のやり方がされていると思います。内閣府は、番号は記載されてなくても書類は受け取る。従業員、従業員に不利益はない。だから、マイナンバーを書きなさいという指導は、実際は、これからいけば、マイナンバーを書きなさいというならば、ただし民意ですよということについて、明確にチラシなりを書かないといけないと思います。

国税庁は何と言ってるか。番号未記載でも受理し、罰則や不利益はない。厚生労働省は、番号の記載がなくても受理する。罰則や不利益はないとあります。皆さんの広報は正しかったのか。

これは税務署から言われたことなんでしょから、税務署が間違いなんでしょうけど、広報さぎを受け取った人は、町民から私言われました。書かなくてもいいと思ってたんだけど、これだったら書かないと申告できないんですねって言われたんです。

だから、これ私、調べてみました。そうしたら、そうではないと。繰り返し、いろんな団体、市民団体が、今、言った国税庁とか厚労省に要請行動をしてますけれども、そこには今、申し上げた、紹介したような回答が明確になされております。

だから、記載していなくても受け取るということは、記載が義務化されたということではないんじゃないでしょうか。義務ですか。

議 長（西 日出海 君）
税務課長。

税務課長（内田 明文 君）

私たちの解釈としましては、義務とっております。

今、申しましたとおり個人番号の記載がないからといって、受理しないわけではありません。ただ、法にのってますので、こちらの指導としましては、記載をお願いしますということでお願いいたします。

議 長（西 日出海 君）
9 番。

9 番（仲村 吉博 君）

そうすると、本省の方針と窓口では、そこまでは言いたくないんですが、微妙に食い違っているということだね。じゃ、どのように指導なさって、今、言われたと思いますが、そういうあなた方の記載してくださいという指導に対して、町民の方、いや私は嫌だと言った人、あるいは空白で持ってこられた方に対して、町民の皆さんの対応はどういうふうでしたか、お尋ねします。

議 長（西 日出海 君）
税務課長。

税務課長（内田 明文 君）

今、申告期間で受け付けをしておりますけれども、マイナンバーを持ってこられる方は、正

直少ないです。ただ、前もってこちらのほうに、マイナンバーのことにつきまして、電話で問い合わせがありますけれども、こちらの回答としては、記載をお願いしますということで繰り返し申ししております。

ただ、実務上、実際的にはマイナンバーを記載していない方が多くあります。

議 長（西 日出海 君）

9 番。

9 番（仲村 吉博 君）

それから先を聞いてるわけ。空白で持ってこられた人に対して、書いてくださいと言われるのか、そのまま受け取るのか、お願いしたいですというのか、そのあたりについてはかなり微妙ですので、どういう指導をなさっておられるのかと。

端的に言えば、これは国の方針としては、義務ではないわけですので、あくまでも強制的な対応は窓口ではないと思いますが、そのあたりについての対応はいかがでしょうか。

議 長（西 日出海 君）

税務課長。

税務課長（内田 明文 君）

実際の対応としましては、繰り返しになりますけれども、一応、記入をお願いしております。ただ、書いてないからといって、受理をしないということはありませんので、そのまま実際的には受理をしております。ただ、今度から、マイナンバーの記載をお願いしますということで、繰り返しお願いをしております。

議 長（西 日出海 君）

9 番。

9 番（仲村 吉博 君）

町民の受けとめ方からいけば、繰り返し指導されるということは、強制的な雰囲気を伴う対応ではないかというふうに思いますが、そのことについて対応は、私は国が言ってる方針からいけば、少し逸脱しているというふうに思わざるを得ません。

ですから、本来あなた方が町としては、税務署としてはマイナンバーを記載していただくことをお願いします。けれども、空白であっても受理いたします。不利益な扱いはありませんという文言、ただし書きが必要ではなかったかというふうに思いますが、そのことについては、町長の答弁をいただきたいということと、あわせてこのことについては明確にさせていただきたいんですが、国税庁とか厚労省とか内閣府が言うように、記載がなくても、空白であっても書類は、申請書は受け取ってもらえる。そして、不利益な扱いは受けないということを明確にこの場で答弁をしていただきたいと思います。

議 長（西 日出海 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

私どもの仕事というのは、この所得税の受け付けも、これは事業所にかわって我々が受け付けているわけです、所得税は。

この所得税の申告っていうのは、やはり根拠法というのは、所得税法の規則にあるわけでございますので、我々としては、その法に従ってやらなきゃならないということで、やはり広報にもそういうことできちっと義務づけられていますよということでお話をして、受け付けてやっているわけです。

しかしながら、マイナンバーを記載してないっていうことで、申告を受理しないということではないということで、我々がこういうふうに、広報誌にそういうことは書かれないわけでございますので、税法上のマイナンバーが必要で、なかったりそれから記載例、誤りがあった場合はやはり罰則規定も設けないといけません。

しかしながら、法令で定めあるので、やはりマイナンバーを今後記載していただきますようにということで義務化になっていますので、それをお願いするということで確認をするようになっていますので、我々はその法律どおりをお願いをしたというわけでございますので、よろしくお願いを申し上げます。

議長（西 日出海 君）

9 番。

9 番（仲村 吉博 君）

やっと義務化の意味がわかりました。この規則によって義務化されてる。あなた方が義務化されているということね。あなた方が義務化されているけれども、国民がそのことによって、町民がそのことによって拘束はされないよということでしょう。あなた方が仕事を義務化されているから、それを押しつけるというわけには。

いや、国税庁がちゃんと、税務署の上級庁ですよ。国税庁が、番号未記載でも受理し、罰則や不利益はないと明確に言っているわけですから。

あなた方が義務化されているからといって、町民にそのことを強いることはできないと思いますよ。強いるという根拠法はないんですか、ありますかというふうに、もともとの質問はそうだったんです。あなた方の義務化の根拠を示してくださいと申し上げたつもりはないんです。

国民を縛る法律っていうのは、先ほど申し上げましたように、行政手続云々のあの法律以外ないわけですから、そういったことからいけば、町民に広報する以上は、みずからの義務じゃなくて、国民が根拠法に基づいてどうするのかっていう広報をすべきであって、みずからの義務を義務化になったことの根拠をもって町民にそれを強いるということではできないと思いますが、いかがでしょうか。同じ答弁でしょうけど、そのことについてお尋ねします。

それから、質問をしたときにお尋ねをしました。私どもは義務ですから、皆さんには書いてくださいというお願いはいたします。しかしながら、それは町民に皆さんに強制するものではありませんということ、一言つけ加えていただきたいし、それができないなら、この場で明確に答弁していただきたいと思います。

何でこのことを繰り返し、マイナンバーについて言うのか。安倍政権が信頼できないからですよ。制度のスタート前は、公的分野に限るって言ってた。ところが今は何ですか。預金口座からメタボから健診等、それから図書カード、買い物ポイント、診療券、あるいはクレジットとかカードなどにも導入したい。国民の同意を得ることなしに、私たちのプライバシーが国によってのぞかれようとしている。

そういったときに、やはりこのことについて拡大解釈はしてはならないと思うんです。明確に、法で決まっとおり。そして、国税庁が言っているとおり、内閣が言っているとおり、仕事を窓口でやらないといけないというふうに思うからこそ申し上げているだけで、拡大解釈はしてはならないということでもあります。

そして、大きく言えば、これは個人のプライバシーを国がのぞくということであれば、人権

侵害そのものです。そういったことからいったら、私は憲法違反の制度だと思っております。

ですから、最後に申し上げるのは、先ほど申し上げましたように、あなた方の義務という意識はそうだと思いますが、それは町民に強いるものではないということは、明確に町長から答弁をいただきたいということを求めたいと思います。時間もあまりありませんので、明確に答弁してください。

議 長（西 日出海 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）
先ほど申しましたように、これ所得税法の申告です。所得税法の申告において、やはりマイナンバー記載がなくても申告を受理しないということはないということでございますので、それをほかの拡大解釈といいますか、そういう解釈については、法律にのっとって我々はやらなきゃならないと。

だから、所得税のほうも規則になりましたので、そういう義務化されたということでございますので、町としては、やはり住民の皆さん方に、こういうことになりましたよとお知らせして、申告はことしマイナンバーは書きませんって言われても、申告を受理しないということはないということでございますので、今後やはりマイナンバーの記載というのが義務化されると思いますので、それについては、やはり丁寧な指導をしていかなければならないと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（西 日出海 君）
9 番。

9 番（仲村 吉博 君）

最後の質問にいたします。

今、町長答弁、いみじくも申されました。最初は公的な分野に限るということで発足した税と社会保障と災害があったときに、個人を特定するためにマイナンバーは必要だと言われた。東日本大震災を彼らにとっては絶好のチャンスということで、そういったことを導入かけてきたわけなんですけど、そういった意味からいけば、約束どおり拡大解釈は、あなたが拡大解釈したっていうことを言ってるんじゃないんです。国が法律を拡大解釈して、あらゆる分野に、これは国会でも審議の対象にならないんです。省令とか、あるいはいろんなやり方で、国民にこっすりということもできる。ある日、当然、閣議決定で決まったというようなやり方で、憲法違反の行為が次から次へとなされてくるということで、非常に危険な制度でありますので、私はこの制度は廃止されるべき、少なくとも当面は中止されるべき制度だというふうに考えております。

そういった意味で、ぜひ窓口で強制と受けとめられるような対応は、最低しないでいただきたいということをお願いして、質問を終わります。

以上です。

議 長（西 日出海 君）

以上で、9 番、仲村吉博議員の一般質問を終わります。
これより休憩に入ります。午後 1 時から開会いたします。

（11時51分 休憩）

（13時00分 再開）

— 日程第 6 一般質問（橋本義雄議員） —

議 長（西 日出海 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問の続きです。

次に、一括質問、一括答弁方式による 5 番、橋本義雄議員の発言を許可します。

5 番（橋本 義雄 君）

ただいま、議長のお許しが出ましたので、ただいまより一括質問で質問に入らせていただきます。

まず、今回はまちづくりについて、それから佐々川の水産動物資源について、それと地域の管理は地域でということ、この 3 つのことを質問させていただきます。

まずは、まちづくりであります、やはり佐々町はまちづくりは佐々川を中心としたまちづくりを推進していかなければいけない。また、貴重な財産を生かしながら推進していかなければいけないと思います。

そこで、今、その佐々川の川沿いに環境整備をすることは必要不可欠だと。それが佐々町のまちづくりの基本ではないかということを思います。前にも何回か質問したことがあるんですけども、再度、今回も質問させていただきます。

佐々川沿いの神田から小浦までの道路の整備が必要ですし、まだ未舗装の部分があります。それから、町長も御存じとは思いますが、新佐々橋の下のところ危険箇所として通りにくいところがあります。それを、ほがすことによって、通られるように安全に通すことによって、上から下まで佐々川沿いがつながるわけです。そういうことで、ぜひあそこを安全に通られるようにしていただきたい。

皿山公園の前に国道があって、そしてショウブ園に行く道が国道の下を通っていくショウブの道というのができているわけですね。これは、ショウブ園をつくるときに佐々町が施工したかと思いますが、どうですかね。それから、施工しておればその工事費は幾らかかったのか、教えていただきたい。

それから、佐々川の水産動植物資源であります、佐々川では内水面協議会の皆さんが生息生物の保護やアユ、カニなどの放流がなされております。去年はどのくらいの放流がなされたのか、教えてください。

それから、前々からアユの放流が小学校の生徒によって行われていたと思います。最近どのようになっているのか、教えてください。

それから、3 問目ですが、地域の管理は地域でということ、佐々町に今、何が欠けているかというと、業務管理だと思います。特に建設課においては、住宅から、河川から、そして公園、町道、桜、それからショウブといったぐあいに、数多くの管理を少ない人数で維持管理をされておるわけです。

そこで、地域のちょっとした作業を、草刈り、公園管理、それから伐採など、地元の元気な人で、元気な人に頼む事業を立ち上げたらどうでしょうか。そうすることで地域づくりにもなりますし、また建設課の負担の軽減にもなると思いますが、どうでしょうか。この 3 問をお尋ねいたします。

議 長（西 日出海 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

1 つがまちづくりの、5 番議員の御質問でございます。

佐々川の貴重な財産ということで、佐々川沿いの環境整備ということの御質問があったと思っております。

今、先ほどお話がありました皿山公園前から国道下の横断ですね、隧道を今、町で施工しています。これは平成 6 年から平成 7 年度にかけて、佐々の整備自然公園の整備事業ということで、その中のホタルの里の公園橋梁とそれから隧道工事ということで、工事をやっているわけです。一緒に整備をしているということでございます。

これをやるときの工事費が 4,820 万 4,000 円程度かかっています。これがちょっと、どれぐらい隧道工事でかかったのかというところとちょっとなかなかわからないんですけど、一応、隧道工事のみというのは金額がちょっとわかりませんでした。ただ、これで、2 つで合わせて 4,800 万、4,820 万 4,000 円、これは 20 年前ですね、そういうことでやっているわけでございます。

御質問の佐々川沿いの佐々から小浦までということで、道路の整備が今、御質問がありました。その区間の中で、先ほど申されましたように危険箇所というのが 1 か所あるということで、整備をしてつながるようにできないかという御質問でございます。

これは、新佐々川が佐々橋の下の河川の堤防敷きということで言われておると思っておりますけど、これにつきましては今幅が 1 メーターから 1 メーター 50 の通路と言っておられると思うわけでございますけど、これはでも何回となく先ほど議員が言われるように同様の御質問を受けておるわけでございますけど、やはり整備するには道路認定とか、河川の管理者との管理協定などを今から経なければならぬわけですし、やはり認定する場合というのが、転落防止のための柵とかいろいろやらなければならないし、それから新佐々橋と交差する箇所に隧道整備が必要となるわけでございますけど、費用がまだまだどれぐらいになるのかちょっとわからないわけでございますけど、かなり大きくなるのではないかと考えております。

やはり、御質問の趣旨というのは、大変すばらしいということで理解しておるわけでございますけど、この整備というのがすぐできるというのはなかなか非常に厳しいのではないかと考えておりまして、我々としましても十分検討とかいろいろ協議を、これはしなければならぬと思っておりますし、現状ではなかなか難しい状況にあるのではないかと考えております。

それから、次に佐々川の水産動植物の資源についてということで御質疑があっております。これは、先ほど申されましたように、佐々川の内水面協議会というのが、佐々と佐世保市でつくっておりまして、その中で水産物の放流事業というのをやっているわけでございます。

平成 27 年度には、アユを 1 万 6,000、それからモクズガニを 13 キロ、これを放流しております。平成 28 年度には、これはまだ放流していないわけでございますが、3 月に今、予定されているということで、モクズガニを 13 キロ、アユの放流を予定していますけど、何匹というのがちょっとわからないわけでございますけど、今、そういう方向でやっているわけでございます。

それから、小学生によるアユの放流が以前はなされていたということで、確かにこれは平成 25 年までは佐々小学校と吉井南小学校、世知原小学校でそれぞれ実施していたわけでございますけど、平成 27 年度は、まだ日程の調整がつかないということで、未対応になっておるわけでございます。

また、平成 28 年度につきましては、4 月に予定しておりますが熊本地震の影響によりまして、毎年購入しておりましたアユの養殖業者が被害に遭われたということで、放流そのものが実施できないということになっているわけでございますので、御理解をいただきたいと思っております。

それから、地域の管理は地域でということでお話がありました。これは、それぞれ佐々町に

今回、微妙な迷惑をかけているかということで、業務管理ということで御指摘がありました。特に建設課においては多くのところを管理しなければならないということで、いろいろ大変多くの仕事をしなければならないということで苦勞していると考えております。

道路、公園などは地域の皆様がいわゆる積極的に管理していただければと、今、お話がありましたように町としては大変ありがたいものだと思っております。既に県において、道路とか河川については里親制度というのをつくっておられまして、地域の団体に申請していただければ、除草とか、清掃時の草刈りの刃とか、燃料、飲み物などを支給されておりまして、既に本町においても幾つかの団体が登録されて活動しているということで、我々も大変感謝を申し上げます。

御質問につきましては、やはり町の道路とか河川、公園などの地域の皆様の協力ができるのであれば、勤務制度に習って進めていくことができるのではないかと、我々も考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（西 日出海 君）

5 番。

5 番（橋本 義雄 君）

今、説明がありましたが、西部公園とショウブ園とあわせてトンネル工事まで4,800万円と、弱と言われましたが、今の現状におくと20年前ということで、これの数字は当てになりませんが、やはりそのくらいの予算を確保できれば、ぜひこれを実行してもらいたい。これは私が言っておるんじゃないですよ。住民の方々が今ごろは自分たちの耳に入るような、どうしても上から下まで通過してくれんかというような声があります。ですから、ぜひそのところを検討していただいて、予算化されればと思います。

それで、佐々川には7つの橋がかかっているわけですけども、下から佐々大橋、佐々橋、それから新佐々橋、そして古川橋、そして小春、正興寺橋、それから神田市瀬橋ですね。その間の2カ所だけ舗装整備がされていないんですよ。

というのは、佐々橋から古川橋の間、それから正興寺橋から神田市瀬橋の間ですね。神田市瀬橋の間においては、何年か前の私がちょうど町内会長をしておるところですけども、県北との懇親会がありまして、そして町内会へ寄せられて、何か要望がありませんかということで、市瀬と神田はそのところの正興寺橋から神田市瀬橋の間を舗装をしてもらいたいと要望しているんですよ。そして、その回答がじゃあ年次予算を組みながらそのとおりの舗装をしますという回答だったんですけども、それから今日まで何の返事也没有せん。ですから、そういったことも含めて要望を県のほうに、ぜひやっていただきたい。

それと、その神田市瀬橋の上はカラー舗装でできているんですよ。500メートルばかりは。そして、そこができなくて、あとまた古川橋からそこまで佐々橋まではできない。そういう、あそこができてここができないという方法はなかろうと。ですから、ぜひそこを考えていただきたい。そして、全線整備ができれば、町の行事をしております駅伝大会ですね、ことしは駅伝大会は早々と交流センターの工事の都合でできませんと断られ、やられませんでした。これは場所を変更すればどこでもできるわけですよ。

例えば、サンビレッジでもグラウンドがあるし、その周辺を走らせたり云々、しかし駅伝というのは1カ所を行ったり来たり行ったり来たりしたっちゃ、何もおもしろくないと思うんですよ。やはりよそから来た人はどこが一番で、どこがどうかかわらんとですよ。そういう駅伝じゃなくて、やはり駅伝というのは走者と応援が一致してはじめて盛り上がる大会なんですよ。そういう観点からして、ここ佐々川沿いが全線開通すれば、応援者もあっちこっちで自分たちのチームを応援されるし、だから交通の整理も少なく済みます。そういったことがあります。

また、この前から清峰高校のマラソン大会が行われていました。神田線を走らせられて、何かもう、その大会をする人が、関係者が多くおられて、やっぱり学校の行事ですから、その 1 番に行く人と、一番後ろから行く人はもう相当な開きがある。それを全部面倒みながら大会をされていました。そして、さざん花団地を過ぎてから、正興寺橋からあそこに、川沿いに入ったらあとはそんな手は要らないです。そういうことで、そういった学校行事、または中学校、小学校においてもそういった体育の行事があると思います。全部生かされます。そういうことで、ぜひ考えていただきたい。

また、最近、健康づくりのために川沿いを散歩する方が多くおられます。その人たちも、やはり大自然の、自然豊かな佐々川沿いを気持ちよく散歩されています。我々も、もう年寄りの部類になるわけです。もう、言ったらですね。町長も大体同じだと思いますけども。その方々がいっぱい今から団塊の世代で増えてきます。そういったことで、ぜひ考え直していただければと思います。

ただ、この線をするに当たりまして、また小浦のほうにもまだ 1 回質問したことがありますけども、海岸線沿いの、サンビレッジの裏あたりの道路もまだ舗装されていません。そこも含めて、何とかならないですかね。

それから、佐々川沿いの整備と同様に、佐々川の水産動物資源というのも大事なんですよね。今は、この前シロウオの祭りがありましたけども、そのシロウオの漁の終わりがけにはシロウオじゃなくてアユが取れるようになるんですよ。それは、海で育ったアユが佐々町に上っていくんです。それと同時に、ウナギも上ります。それから、モクズガニも上っていきます。しかし、これらが秋になったら脂ののった魚のうまい魚として、またウナギとして、カニとして佐々川の河口に下ってくるんですよ。

そういうことで、何年か前に佐世保市が予算を半分にしたら、佐々町も半分にしたら。そういうことで今、半分になっていますから、数年前からすると稚魚の放流も管理もなかなか行き届いていないんじゃないかなと思います。せっかく内水面協議会の方が一生懸命やっておられるんですから、佐々町も後押しをして、佐々町が自分たちはこのくらい出し切る、こういうふうにしたいから佐世保市にもどうか協力をお願いできませんでしょうかというような、物の言い方で進めていったらどうでしょうかね。

それと、まず事務局はたしか、来年は佐々町だと聞いております。ですから、いいチャンスじゃないでしょうかね。そういうことで、努力をしていただきたい。

それと、今、佐々川には鵜という鳥が来ます。これが全国的にアユを食べるんですよね。ですから、かなりの被害があります。アユの少なくなる原因としては、山もありますけども、やっぱりそういった小さなことも含めてあるわけですから、そういった鵜の全国的な被害の調査をされたらどうか。されていると思うんですけども、その結果を取り入れてやらないと、鵜が来とるけんきれいかねって、よう潜りよるねってばかり思うとったとですけど、実はそうじゃなかですね。アユを食いよるんですよ。そういうことで、そういった調査もしながらアユを守っていく。そして増やしていく、そしてこういった佐々川の動植物を増やしていく、そういう努力をしてもらったらいいなと思うんですけど、どうでしょうか。

それと、先ほど地域の管理は地域でということですけども、元気な人が今はたくさん、たくさんといったら語弊になりますけども、それぞれの町内会にあります。ですから、そういった人たちと協力しながらやっていくと、まず地域が元気になるとですよ。ですから、そのところを含めて、昔は排水路とか、そういった河川の掃除をすることによって、手当を支給したりということがあったような気がするんですけども、そういった制度もちょっと取り入れてやるといいんじゃないかなと。やはり地域の自立に向けた環境整備というのが、そこから始まるんじゃないかとそういうふうに思っております。

2 問目で終わります。

議 長（西 日出海 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

まちづくりについてということで、道路の件を言われました。確かに皆さんと一緒にってこういうものをつくるということは大変いいわけでございますけど、これが我々として、新佐々橋の河川堤防敷きということで、舗装についてはできると、一応ちょっと建設課長のほうから、後から答えがあると思いますけど、7カ所のうち2カ所がまだ舗装に、2橋の間が舗装されていないということでございます。これは、今後どうするのかというのはやはり県との協議をしていかなければならないと思っていますし、それからそこに隧道整備ということでお話があります。この隧道ができれば確かに全部行かれて、幅が広ければ駅伝大会もできる可能性はあるわけです。ただ、これに隧道をつくるとなると、なかなか厳しいところもあるんじゃないかと思っています。

そういうことで、やはり費用というものかなり大きくなりますし、それから県との協議もありますし簡単にはできないのではないかと思います。そういうことで、町としましてはそこら辺をよく皆さんと協議しながら、今後この事業については進めていかなければならないと思っていますし、それからウォーキングとか、いろいろなことが今盛んにやられておりまして、川沿いを歩くというのも大変健康的でいいわけでございます。そういう中で、そういうことができるのかというのは、まだ協議しなければならぬし、なかなか難しいところもございますので、御協力をいただければと思っております。

それから、佐々川の水産動植物資源のことでございますけど、これについては先ほど申しましたように、アユの資源とか、お話がありました。これについては、今年度の公園化事業を実施いたしまして、その際の講師の方からも全国的にアユが減少しているというお話がありました。2015年には長良川のアユというのが、準絶滅危惧種に指定されたということでお話もあったわけでございます。

やはり、今、その講師の方が持ち出された話というのは、種苗の放流といいますか、今までずっとやっていたわけでございますような積極的な方法と数というのが、積極的に種苗をして、放流をするということが増えるということで、前ずっとやっていたわけですね、今まで。それがやはり、これが放流量と資源量というのは反比例すると、その講師の方は言われました。これは、やはりアユを放流して、それを資源量が増加するというのは難しいと、今はですね。今、現在は、そういうことではないんだと。

アユの減少の理由というのが、一番の原因はやはりアユの住みにくくなる河川的环境が一番大事だということですね。例えば、魚道とか、それはもちろんいろいろありますけど、やはり小石が多いとか、水、砂がきれいだとか、いろんな生態系というのがあるそうございまして、そういう生態系をまず整備しなければ、放流してもなかなか厳しいというお話もあっております。

やはり町としましても、やはり佐々川の生態系といいますか、そういうことを、やはり産卵場とか小石を増やすと、産卵場を増やしてそういう指摘などもありますので、町としてはそういう環境整備というのをまずやっていかなければならないんじゃないかと。やはり上流の環境とか、もちろん全体の住民の皆さん方の御協力がなければやっていけないわけでございますけど、そういうことをやっていって、やはり漁業資源といいますか、そういう資源を増やしていかなければならないんじゃないかと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

それから、地域の管理ということでお話がありました。確かにこういうことで地域の元気な人がたくさんいらっしゃるわけでございます。佐々町というのは、いろいろなボランティア団

体のほうから御協力を得て、佐々町の福祉とか、いろんな面で運営しているわけでございます。やはりそういうことで、地域の方もたくさん元気な方がいらっしゃいますので、そういういろんなことでものづくりとか、先ほどもおっしゃられましたように公道整備とかいろんなことで地域のことが、元気が、何からですね、やっていけるということは、我々も承知しているわけでございますけど、その中でやはりどういうことをやっていったらいいのか、それから先ほど手当の件も言われました。手当をどうするのかとか、そういういろんな問題がまだあるわけでございます。そういう中でやはりよく研究をしながら、これについてはやっていかなければならないんじゃないかと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（西 日出海 君）
5 番。

5 番（橋本 義雄 君）

まずいろいろ説明がありましたけども、佐々川沿いの整備についてはやはり早急にこうしろとは、予算の都合もありますので、やはり住民の皆さんの考えを踏まえながら進めて、できたら計画を練っていただきたい。そういうことで、いろんなことを今、考えているんですけども、今、北部のほうには菜の花が満開になっております。桜堤のほうはまだ、もう大体終わった状況にありますけども、そういったそれぞれの中で環境美化をしていきよるわけですよ。

そういった中で、さっきちょっと転落防止のことを言われましたけども、それは確かに柵をしなければいけないですけども、そういったときに柵じゃなくて、今は佐々町の花はサザンカですか。だったら、そういったものも転落防止のためにずっと佐々川沿いに植えれば、これは低木ですから許可は得ると思います。そういう作業とか、やれるものから少しずつ少しずつやっていくと。これが一番近道じゃないかと思うんですよ。

それから、今、言われましたアユの環境美化ですけども、今はアユは佐々町の可動井堰があるものですから、可動井堰のなくなったさざん花の上からとか、吉井とか何カ所かに分けて、放流をされていると思います。しかし、そのアユが上った後は、必ず佐々町の下流に帰ってくるわけですよ。ですから、向こうのほうは工事をしていませんし、水的には昔よりかはちょっとまずいと思いますが、佐々町みたいに下水道がないからですね。

しかし、そういったことからやっぱり環境を整備するには、佐々町は可動井堰がありますので、なかなか難しい面もありますけども、魚道を考えたりとかしながら、やっぱりそういった生態系の保護をしていく。これを忘れずにやっていけば、いつかは6月に毎年あった魚釣り大会、これができたらなと私は思うんですよ。ですから、そういった目的を持って、釣り大会をできるような佐々川にしていきたい。そういうふうに思います。

それから、地域についてですが、やはりそういったことをやっている市町村があるわけですよ。ですから、そういったことを、そういった資料を取り集めながら、佐々町に合うかどうかを検討しながらやっていただければと思います。ということで、やはり何事もやろうと思わなければ始まらんとですよ。自分の気持ち次第なんですね。だから、町長がやろうという気になってもらえば、前にどんどん進みんじやないですかね。そう思います。全ては決心一つなんです。

そういうことで、答弁をいただいて私の質問を終わります。

議 長（西 日出海君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

答弁って難しい、決心一つだそうですが、なかなかこれの、やはり佐々町、なかなか質問の答えが難しいわけでございますけど、先ほど橋本議員さんがおっしゃいましたように、やはり佐々町は佐々川というのが一番の財産ですね。これはもう我々もそういうふうに思っておるわけです。やはり、佐々川を中心にして佐々は発達したわけでございますので、やはり佐々川なくしては佐々町はないわけでございますので、佐々川というのは貴重な財産ということは我々も認識していますし、これを生かしたまちづくりをやっていかなきゃならないということはもちろん、私も認識しているわけです。これはもう皆さん、全部そういうことで認識されていると思っております。

ただ、今、申されましたように佐々川沿いの開発といいますか、そういう遊歩道なんかも我々もできれば佐々から、神田のほうから小浦まで堤防沿いをずっとつないでいて、やはり遊歩道とかいろんなイベントとか、そういうことに使われるわけですから、我々もそういうことで願っているわけですが、いかんせんいろんな障壁があるわけでございますので、これらについては研究をさせていただかなければ、なかなか難しいんじゃないかと思っています。

それから、もう一つの佐々川のアユですか、アユっていいですか、水産動植物についてはやはり佐々川の環境をいかに大切にするかということが今からの課題になってくるんじゃないかと。そういう環境が整備できればシロウオとかアユもそうですが、モクズガニも自然と、自然に帰ってくるんじゃないかと思っていますし、漁獲も増えるし、そういうことをしながらそこにも観光開発もできるんじゃないかと思っていますので、町としましてもそういうことを一生懸命やっていかなければならないんじゃないかとは思っています。

それから、もう一つはこの地域の管理というのはやはり地域でしてもらうのが私どもも一番、それがいいことではないかと思っています。それをどういう方法でやるのかというのが、これから考えていかなきゃならないんじゃないかと。手当をやるとかいろんなことがあります。ジュースをやったり、それから道具といいますか、そういう工具を貸し出しするとか、草刈りをしてもらうとか、いろんなことがあるわけでございますけど、そういう中でやはり研究してやっていかなければならないんじゃないかと思っております。一番いい方法を研究して模索してやっていかなければならないんじゃないかと思っていますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（西 日出海 君）

いいですか。5 番。

5 番（橋本 義雄 君）

一言だけ。

やろうと思ってください。それだけです。

議 長（西 日出海君）

以上で、5 番、橋本義雄議員の一般質問を終わります。

これより、5 分間休憩いたします。45 分より再開いたします。

（13 時 41 分 休憩）

（13 時 48 分 再開）

— 日程第 6 一般質問（永安文男議員） —

議 長（西 日出海 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、一問一答方式により、4 番、永安文男議員の発言を許可します。4 番。

4 番（永安 文男 君）

4 番、永安です。議長の許可をいただきましたので、通告書に基づいて質問いたします。

まず初めに、町政の成果ということで、町長は 2 期目の就任挨拶で 1 期目の成果を上げられ、その後段に、「佐々町はたくさんの課題が残されています。その中で最重要課題と考えるのが、し尿処理施設とごみ処理施設で、し尿処理施設は今後新たな施設をつくるか検討、ごみ処理施設は当面、長寿化していく。」とあります。

これのし尿処理関係については、先日の全員協議会等で方向性を示されておりますので、これに関連することについては割愛をいたしたいと思います。

そのほかに高齢者や子育て、農業・商工業の支援で町の活性化を図る。それから定住促進と交流人口拡大、それから防災情報システム構築、耐震化で安全安心のまちづくり、こういう項目について、第 6 次計画に沿って促進し、観光面にも力を入れて、町の魅力を発信し、ギアチェンジしてスピードを上げ、これから 4 年間、諸問題の解決に取り組むということで、町長の所信表明がっております。

この 4 年間の町政に対して、整理すべきだと思いますので、質問をする次第であります。

また、町長は任期中に、平成 23 年 3 月に 5 年間の前期計画を策定されております。この計画に基づいて各種の計画を展開されておりますけれども、町長が取り組むとされた課題の成果はどうだったのかをお尋ねします。

次に、6 項目の項目を掲げて書いておりますけれども、時間の都合等もありますので、このことに触れながら、全体的な、簡単に町長の検証・総括をお願いいたしたいと思います。

まずは、そのことから入りたいと思います。よろしくお願いします。

議 長（西 日出海 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

総合計画の各種の施策事業の展開ということで、検証とか総括ということでお話がっております。これは、前期 5 カ年計画の検証・総括ということで御質問と思いますけど、一応、目標であります目指す値ということで、概ね達成したもの、全体約 55% という結果でありまして、一応、そういう中間点としましては、主に良好な状況に行ってるんじゃないかと、私自身がそういうことで考えておるわけでございます。

すいません、1 つ目が、子育て支援サービスとそれから教育充実等の環境づくりということで御質問がっております。この子育て支援につきましては、やはり町の重要課題ということで、育児を行う保護者の皆様方、それから乳幼児が相互交流を行うという場ということで、地域子育て支援の拠点事業ということで、御存じのぷくぷくクラブとか、一時的な保育の困難な乳幼児につきましては、一時預かり事業ありすを引き続き展開をしております。

また、平成 26 年度には、保育料の負担軽減事業ということで、保育料の値下げを実施しますとともに、平成 27 年度からは未就学児童に加えて、小中学校に対しても医療費の一部助成ということで行っております。

教育の充実といたしましては、県内の各市町村に先駆けて、電子黒板等を小中学校の全教室に導入いたしまして、タブレットを各小中学校に 40 台ずつ整備をしております。

また、定住化プログラムに係ります確かな学力の育成事業ということで、平成 26 年度から各学校に 1 名の学力向上支援員を配置しますとともに、平成 27 年度からは各校・各学年に国語・社会・数学・理科・英語の 5 教科の標準学力の調査を実施しながら、学力の把握を行っている

わけでございます。

それから、交通安全・防災体制、それから安全安心なまちづくりということで御質問がっております。これにつきましては、交通安全につきましては、通学路とか街路灯の整備を計画に取り組んでおりまして、また町内会が行います防犯灯の設置の支援も実施してまいっております。それから、防災対策としましては、老朽化した防災行政無線をデジタル化によりまして更新をいたしまして、公共施設の耐震化事業としまして、町内会各集会所の耐震補強を 3 町内会の集会所において今、実施したところでございます。

また、自主防災組織につきましては、皆様方の御協力によりまして全 31 町内会組織率 100% を達成いたしました。

それから、浸水対策事業でございますけど、これにつきましては、中央地区の排水対策事業としまして継続して取り組んでおりまして、住民の皆様の安全安心に努力をしているところでございます。

それから、質問の 3 の、自然環境・生活環境の整備、保全整備ということでやっております。これは、水資源については地下水の水源の調査とか、新たな井戸の掘削等によりまして、水源の確保に努めているところでございます。

下水道整備につきましては、一部地区を残しまして、平成 18 年度にはほぼ全面的には整備を終えているわけございまして、平成 27 年度末の汚水水洗化率っていうのが 80.4% となっておりますが、やはり引き続き加入促進を努めていかなければならないと考えております。

先ほどありました塵芥処理につきましては、現有施設が平成 8 年に操業を開始したということで、20 年を今、経過しているわけでございますので、老朽化が進んでいるわけでございます。やはり定期的に必要とします補修費用を含みまして、やはり年間約 5,000 万円の修繕料が必要となっているということでございます。

ごみ処理問題につきましては、特に費用面での、単独で町で行うってなかなか難しいというところがありまして、広域的に処理ができないかというのを含めて、今後、検討しなければならないんじゃないかと思っております。

し尿処理につきましては、先ほど申しましたように、この前の全協でも申しましたように、今後、また民間委託をしながら、今後については検討しなきゃならないと考えておるわけでございます。

それから、4 番目の都市空間づくりのプロジェクトということで、これは道路関係につきましては、町の中央海岸線を初めとしまして、舗装の補修の事業を実施しましたし、町道の小浦浜線の改良を今、実施中でございます。

また、国道 204 号の歩道整備につきましては、県に要望をするとともに、西九州自動車道の整備につきましては期成会によりまして陳情・要望を国に積極的に活動を行ってるところでございます。町、それから議会によりましても、長崎県の河川国道事務所、それから県知事・県議会への要望活動を実施したところでございます。

さらに、橋梁の長寿命化につきましても、計画的に取り組むこととしておりますし、公営住宅については春の山住宅、春の山団地の建てかえに伴いまして、神田団地を整備しまして、春の山団地を今、解体をしたところでございます。

それから、仕事づくり、産業づくりのプロジェクトということで御質問が出ております。これは、企業誘致のための受け入れ用地としまして、平成 25 年度に小浦の南部の土地を購入しております。造成等の費用を、試算は実施したところでありますが、現在、近隣の地権者との用地交渉を今、行っているところでありますので、よろしくお願い申し上げます。

また、農業振興に伴う認定農業者とか新規就農者の確保には、あるいは耕作放棄地の解消に現在、進めているところでございます。

以上、よろしくお願い申し上げます。

議 長（西 日出海 君）

4 番。

4 番（永安 文男 君）

すいません、私が通告書を出しておったものですから、町長はもう質問事項、御承知と思ひまして、読み上げることをちょっと失念しておりましたので、一応、町長が答弁に苦慮されたんじゃないかなと思いますけれども。

一応、今、それぞれ全体的な答弁を受けたわけですが、町長が4年間の成果をここで発表していただきながら、そのことで一つ一つ、相対して質問していこうかなとは思ったんですが、今、町長からいろんな、たくさんの成果としてのお話がありましたけれども、まず、私が考えますに、その55%の達成と考えるというようなことで、中間点を概ね良好に過ぎたんじゃないかというようなことですけれども、4年間の成果ということで、あと、残ってる分が45%ということになりますと、後期にそれを反映させながら、町政施策を講じていくということになるものというふうに思いますけれども、このことについては後もって、また重要施策のほうでお尋ねをしたいと思います。

まず、一つ一つ、ちょっと申し上げますけれども、町内通学路の安全対策ということでは、以前からいろいろと御質問・意見を交換しながらやってきたんですが、まず、一つお尋ねですが、歩道整備で浄香谷線って言って、平田のため池のところに歩道を計画するというような話がございまして、その後については歩道としての段差なしで、平面で延長させるというような話をお伺いしましたので、ここでちょっと確認の意味で。それで、平面で安全が確保できるのかということがちょっと気になりますので。

それから、後は、今までの通学路安全対策会議が行われておるとは思いますけれども、この中で現時点での案件ですね、積み残しあたりがあるのか、ないのか。そのことをちょっとお尋ねして、あとあれば、今後、どのようにされるのか。

それからあと、下校時の明るさ確保ということで、これについては今、町内会の防犯灯設置関係で対応がなされてるということをお聞きしましたので、通学路だけのことに捉えたときに、学校所管としてどういうふうに考えるのか。

それから、あと、横断歩道の線が、国道とか県道が消えてるところが見回りますとあるわけですが、こういう部分で、やはり子供たちに交通安全教育をすることも大事ですので、その前に、こういうふうなハード面の交通安全協会等に働きかけをするというような活動。町長、先ほど要望活動をどんどんやって、安全安心のまちづくりをやっていくというようなお話がございましたので。

それから、あと、防災対策について。自主防災組織が100%達成されたというようなことでお伺いしておりますけれども、これで、次のステップに進むために、各町内会、連携を持った地域力の向上と言いますか、そういうふうなことをどういうふうに地域に指導していくのかということをお尋ねしたいと思います。

それから、子育て支援サポートセンターについて、前期計画ではそれを設置するというふうなことが書かれておりましたが、これについて今、お話がありましたぷくぷくクラブ、それからありすの問題、そういうふうな実績として活動されたということで、大変うれしく思っておりますけれども、あとのいろいろ一般質問した中で、どういうふうに今後の支援センターをつくるというような話になって来るんですけれども、その辺がどうなのかということも含めてお願いしたいというふうに思います。

ということで、SSKから借り受けた工業団地、これの誘致企業策として、やはり子供たちの働き場の提供、そういうことの部分について、企業誘致関係の活動がどういうふうな状況

でなされているのか、用地交渉の話は先ほどされましたけれども、具体的に受け皿づくりということで前期計画に書いてございますので、その企業誘致関係についてどういうふう to 実際やっておられるのか。そういうことでお尋ねをいたしたいと思います。

個別の施策について、いろいろちょっと申し上げましたけれども、今後の行政運営についてどういうふう to 考えて、その辺をつないでいくのかということをお尋ねしたいと思います。

以上、お願いします。

議 長（西 日出海 君）

各課で行きますか。何課から。建設課長。

建設課長（松本 孝雄 君）

町道浄香谷線のお話ですけど、これは通学路の安全点検の中でも反射鏡が、カーブミラーがなかったりとか、街路樹が繁茂しているということと、路側帯が一部ないということで、新たに造成された住宅団地の子供さん方の通学に支障を来してるというお話だったと思っておりますが、現状ではカーブミラーの設置済みでございまして、伐採等も終わっております。

現在、今年度28年度から工事に着手しておりまして、現在、道路の敷地の範囲内で路側帯の路肩を整備して、路側帯の表示を行って、通学できるスペースを確保したいということで進めております。

それと、横断歩道の消えてるところですね、かなり、御指摘のように、私も町内、至るところにそういった消えてるところがたくさんありまして、当然、私どもが管理する中央線とか側線とか、そういったものも同様に全て行き渡ってないというのが現状でありますけども、年次計画を立てながら、毎年、交通安全施設整備等で行っている状況です。

ただ、公安委員会が所管しております部分につきましては、おっしゃるように特に横断歩道の表示とか、横断歩道そのものも含めまして、地元所轄の警察を通じながら、昨年、28年度もそういったお声がありましたのでお願いし、ある程度のところはできておりますけども、町全体から見ますと、かなりまだ手が行き届いてないというのは実態としてありますので、引き続きお願いをしていきたいと考えています。

以上です。

議 長（西 日出海 君）

総務課長。

総務課長（川内野 勉 君）

自主防災組織の組織率が100%ということで、次なる施策はということの御質問ですけれども、現在、町内会においては各町内会に少し温度差がございます。進んで積極的に取り組んでおられる町内会もありますし、どのようにすればいいのか、迷っておられる町内会もあられると思っております。

町としましては、総務課のほうで、災害全般に関する内容の出前講座を実施しております。これは、町内会から要望がありましたら、総務課の職員が集会所等に出向きまして、災害全体に対しての説明・取り組み等を御説明するものでございます。

この中で、町民の方をお願いをしていることですが、まずは自分の身は自分で守ってくださいと。それと、家族で3日分の飲料水と食料を備蓄してくださいというふうなことを、今はお願ひしております。

町においても、まずは職員の3日分の飲料水と食料の備蓄をしていかなければいけないだろうというふうに、担当課のほうでは考えております。熊本大震災の折にも、国のプッシュ方式

でのあれば 3 日後には既に現地には届いております。どの程度の大規模災害が想定されるのかはわかりませんが、概ね 3 日分というところである程度の生命の確保は図られるんじゃないかというふうに思っております。

それと、町内会から要望等があれば、その雨具やヘルメット、それとか赤色の電灯等の対応も行っております。この分につきましては、以前、補助金がありましたけれども、補助金がなくなりましたけれども、必要分の要望があれば対応をしておりますので、そんなようなことも行っております。

それと、今後ですけれども、具体的に町内会にどのようなことをというのはまだ決めておりませんが、現在、先ほど建設課長が申しましたように、県のほうで急傾斜地・土砂災害の調査を行っております。これが 29 年度に全部調査が終了して報告を受けることができるということで、その後に総務課の事業で今、航空写真等がございますので、各町内会ごとにそういった地滑り・急傾斜地の情報を入れましたものを配付できればというふうに考えております。自分たちの区域でこういった危険区域があるのかというのをまず見て、承諾・承知していただきまして、その後、避難計画とか、そういったものに役立てていただければというふうに考えております。

以上です。

議 長（西 日出海 君）
企画財政課長。

総務理事兼企画財政課長（浦田 純一 君）

企業誘致についてのお尋ねですけれども、まず、町単独での企業訪問等の企業誘致活動は現在のところには行っておりません。ただし、御指摘のとおり小浦南部に町有地を有していますことから、県の産業振興財団のほうとも相談をしながら、企業誘致の情報等をいただきながら、その企業誘致を取り組んでいきたいと思っております。

ただし、またその中でも、相談の中でも、やはり町の造成の時期はいつなのかとか、売買の単価はいくらなのかという、そういう情報をまず示してほしいというふうなこともございますので、まずは今、現在やってます用地の確保をきちんとし、まず造成のほうに取りかけられるような準備を早目にしていくということが大事だというふうに考えておるところでございます。

以上です。

議 長（西 日出海 君）
教育長。

教 育 長（黒川 雅孝 君）

2 つ目の通学路の安全対策、下校時の明るさ確保、横断歩道等の線が消えているということについて、私どもの意見でございますが、平成 28 年度に設置した佐々町通学路安全推進会議の第 1 回目の会議を昨年 7 月 1 日に開催し、現地視察、そして改善についての検討をしております。

現地視察では、各校から提出されました危険箇所として 3 カ所、1 つは国道 204 号線の水路への転落防止柵、食料品店から少し佐々小学校寄りのところの国道にちょっと危険箇所ございます。このことについては県に要望いたしまして、県のほうで転落防止用のロープによる応急措置をしていただいております。本年度予算で県のほうで安全柵等の工事をするという予定になっておるところです。

それから、もう 1 カ所が、齒科から神田線のところに通じるところの三差路のとまれの標識が非常に見にくいということで、これについては警察において点灯式の標識に切りかえということで対応をしていただいております。

それから、もう 1 カ所が口石小学校付近の 204 号線沿いの交差点の改善、メロディー橋から国道 204 号線にこう出てくるところ、最後のところでございますけれど、ここの防護柵が以前、張ってありましたものですから、見通しが悪いということで、これについても関係機関の御協力によって、防護柵を 1 枚撤去することによって、かなり見通しがよくなるということで解決しております。

ただ、まだ未解決場所もございます。佐々鹿町江迎線の古川地区の道路については、やはり道路や歩道が狭い等の物理的に非常に困難なところがございまして、いまだ未解決でございます。

ただ、関係機関等、協議をしながらハード面・ソフト面を含めて、今後とも子供たちの通学路の安全対策については進めていきたいなというふうに思っているところです。

それから、下校時の明るさ確保についてですが、街路灯について、平成 27 年度に佐々中学校裏のプール横に 1 カ所設置をいたしました。その他についても現地を確認いたしましたが、田んぼがあるなど、稲の生育状況に悪影響を及ぼす可能性があるということで、なかなか難しいところが多くございました。

佐々町通学路安全推進会議は毎年開催するということになっておりますので、今後とも関係機関と一体となって、子供たちの通学路の安全については改善を図っていききたいと考えておりますし、御指摘のとおり横断歩道の線が消えかかっているところとか、何て言いますんでしょうか、横断歩道がありますという標識のひし形のやつですね、あれが不明瞭になってるところもあるようでございます。そういったところについても関係機関で確認をしながら、改善を図っていききたいというふうに思っております。

以上です。

議 長（西 日出海 君）
4 番。

4 番（永安 文男 君）

いろいろ個別の回答をいただきましてありがとうございました。

そういうふうに、前期計画の施策をいろいろと展開されて、謙遜して町長は 55% というふうに言われましたけれど、いろんな施策が実施されているように思いますけれども。

ただ、一つ一つを取ってみると、まだまだ不十分な部分があるかと思しますので、これを受けて後期計画で反映されて行くんだろうというふうに思いますけれども、一応、その今、全体の町政に取り組む町長の姿勢がわかりましたので、次の総合計画後期計画による町の将来像はというところで、質問に移りたいと思いますけれども。

この町が進むべき道として、一番重要と考える、町が総合戦略を達成するための一番重要な課題と施策というのを町長が自身でどのように考えられるかというのを教えていただければというふうに思いますけれども。よろしくお願いします。

議 長（西 日出海 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

後期計画ということで、今、入ってるわけでございますけど、今、平成 28 年の 3 月に策定し

ました。暮らしいちばん、住むなら佐々ということ将来像ということで、これも議員さんの御承知のとおりでございまして、これについては、やはり本格的な人口減少の時代に入ると。高齢化社会の到来ということで、やはり地域経済が縮小するのではないかとされてるわけでございます。やはり社会の経済情勢の変化っていうのが対応したものでなければならぬと思っておりますし、かつ、それからもう 1 つは佐々町のまち・ひと・しごとの総合戦略というのを立てておりまして、それとの整合性と言いますか、それをやっていながら、前期計画で設定しました、いろんな施策体制を見直して、より戦略性の高い計画を立てていかなければならぬということで、そういう計画を策定したところでございます。

こういう計画におきましては、いろんな重要課題というのが 1 つということでございますけれども、これがなかなか難しいわけございまして、やはり全体的にいろいろなことがたくさんあるわけでございます。計画の実現というのは、やはり組織全体で問題を共有しながら、職員一人一人が意識を持っているというのが重要となるということで考えていますし、やはりそのためにはこれまでも課長会議に加えまして、今年度から係長主体とした横断的な組織を設置したところでありますので、やはりそういう実務上の連携を密に図って進めていかなきゃならないのではないかと考えております。

個々の取り組みとしてまず一番重要なのは、今、公共施設が大変古くなってきているわけでございます。そういう公共施設等の適切な維持管理っていうことが大切なことでありまして、これは庁舎とか小中学校ですね、それからごみ処理施設等の老朽化っていうことが更新時期にきてるわけございまして、やはりこの更新計画というのが大変大きな課題になっているのではないかと考えています。

学校施設については、現在、学校の施設管理の整備計画・整備構想っていうのを今、策定中でございまして、その後、やはり更新計画の策定まで着手するという予定になっておりまして、庁舎内については大規模の改修が必要なのか、建てかえが必要なのかという方向性をまず検討する必要があるのではないかと考えておりまして、それからごみ処理施設につきましては、単独町での施設の整備っていうのが費用の面からものすごく厳しい面があるわけございしますので、やはり広域的な、先ほど申しましたように、処理ができないかっていうのは十分、検討していかなければならないと考えています。

それから、公園、先ほど申しましたように、公園管理とか、公園の現在、公園の長寿命化計画の中で、策定中でございますので、今後、やはり遊具施設の更新については対応していかなきゃならないと考えてますし、桜とか、町の振興策で桜・ショウブなどは十分な維持管理の体制っていうのが、整備が課題になるのではないかと考えてます。

それから念願でありました西九州自動車道につきましては、予算化できたわけでございますけど、これについても佐々町内の課題があるわけございしますので、国と県とともに、やはり解決をしながら、地元の関係者の皆様とよく協議をして進めていかなければならないと考えていますし、公営住宅の建てかえについても、住居団地の建てかえというのを取り組むことになっとるわけございしますので、これについても住みかえの見当とかを具体的に進めなきゃならないのではないかと考えております。

それから、中部地区の排水対策事業につきましては、先ほど申しましたように、やはり計画的な事業執行によりまして、災害の防除に努めなければならぬと思っておりますし、今、国のほうがなかなか交付金っていうのが配分が、予算枠っていうのが確保が厳しいわけございんですけど、これを国・県に対しても継続的に補助をしていただきたいということで要望もしていかなきゃならないと考えております。

さらに、今、町有地で残っています旧診療所の跡地とか、国鉄官舎の跡地とかサンビレッジ北側の町有地については活用方法等もありますので、現在は策定しております公共施設等整備計画の総合管理計画をもとに、課長会議等で事務の打ち合わせをしながら個別施設についてど

うするのかっていうのは共有していかなきゃならないと考えているわけでございます。

それから、企業誘致の先ほどお話がありましたように、これについても今、適宜隣地の確保に努めておりますので、これについても早くの受け皿って言いますか、企業誘致に向けた受け皿をつくらなきゃならないと、確保しなきゃならないと思ってますし、それから農業生産環境っていうのも大変重要でございまして、やはり本当に基幹産業っていうのは農業振興というところが大変大きな課題でありまして、これを担い手の育成っていうのが重要な課題になるわけでございますので、これについても新規就農者の確保に努めてやらなきゃならないと思っております。

以上、ちょっと簡単にお話をいたしましたけど、そういうもろもろのことを今後の後半の計画の中ではやっていかなきゃならないんじゃないかと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（西 日出海 君）

4 番。

4 番（永安 文男 君）

いろいろと重要施策、1つのことを取り上げることはなかなか難しいと。当然、全てが大事だと言われるというふうに思っております、その中で町長が目指す将来像の重要な項目をお尋ねして、今、るる学校施設とか庁舎のこと、それからごみ処理施設、公園の長寿命化、中央地区の排水対策、それから町有地の活用、企業誘致等々のお話をいただきましたんで。

私も何が重要かというふうなことを考えたときに、生活道路って言いますか、狹隘道路の整備関係をいつの時代もその計画にずっと上がってるわけですけども、このような密着した生活道路の整備をやはり入れていかなければ、町民の防災関係にも絡んでくると思いますので、そういう部分も考えていただきたいというふうに思うわけでございます。

それから、先ほど町長が話された、公営住宅の建てかえ計画、これについてはいろいろ過去の経過があるわけですけども、やはり町内に人口を増やすという施策を講じる中では、実際の住宅数が、全体的な数からいけば佐々町は公営住宅が多いというようなフォロー数、考えたときに多いというようなことが言われてますけれども、やはりよそから入って来られる方が、公営住宅を何とか佐々に住みたいと言われる人のためにも施策を、公営住宅の住みかえっていうのは早目に現実化していかなきゃならない問題ではないかというふうに思います。

それから、あとは先ほど自主防災に対する問題については、総務課長からお話をいただきましたけれども、これが町内会の問題として、何をすればいいかわからないというのが現実問題として、やはり役場からの指導があっているんなこと、やっていくような体制を教えてもらいたいという希望が多いように伺いましたので、そのことをつけ加えさせていただきたいと思います。

それから、あといろんな重要課題の答弁をいただきましたんで、これについてみんな一緒になってこの後期計画の達成に邁進していかなきゃならないというふうに考えております。

それで、先ほどの町長の話す中で、職員がやっぱり一緒にそういう体制をつくったというふうなこと、ちょっと話されたんですけど、後期計画の見出しのところに、失敗することは恐れないでやっぱり進んで行くようなことを書いてございましたんで、やはりこういうふうな気持ちを醸成させる町長のそういうふうな環境づくりですね、そういうのを頑張っていっていただけたら、どんどんとそういうふうな充実したまちづくりができていくんじゃないかというふうに思いますので、どうぞよろしくお願いしたいと思います。

それじゃあ最後になりますけど、一応、3項目めの一般質問の検討結果についてっていうことで、先ほどからの話と重複する部分があるかと思いますが、まず、今まで一般質問を、

町政の施策を問うという形の中でいろいろ提案してきたわけですが、以前、6 項目については町長から答弁を、それぞれの担当課から答弁をいただいて、そういう整理をしておったわけですが、その後の一般質問につきまして、ここに 9 項目書いております。

それで、2 項目めのし尿処理施設の対応についてというのは、先ほどから言いますように、もう方針等をお聞きしましたので、まず町内通学路の安全対策についてというようなことであつたわけですが、今、いろんな前後のことで関連して話をしまして、これについてはもういろいろ、今後、子供たちの安全をしっかりと図っていくという回答をいただきましたので、これで了解したいと思います。

それから、防災対策についても、今、総務課長が答弁されたことについて、次のステップに向かうべきことを、指導を町内会にお願いしたいということを申し上げさせていただいて、それから、あと子育て支援サポートセンター設定ということで、いろいろ町長からも先ほど申しましたぷくぷくクラブ、ありす等のお話が出たんですけれども、それから幼保連携保育所、民間委託の協議の中で、子育て支援関係のサポートセンターを設立することで、子供の支援をできるような形を取っていければと考えていますというようなお話がありましたので、この分についてどうお考えなのか。サポートセンターということで、保育所が民間委託になれば、そのことで、もう解決するのかどうか。佐々町の子供は責任を持って町が子育てをしていくと、政策を講じていくというようなお話がいつも出てくるわけですが、この部分でサポートセンターという形の中で、具体的に何か施策として考えられるのかということをひとつお尋ねしたいと思います。

それから、もう 1 つは、小規模企業振興に関する条例設定ということで質問をいたしております、これは条例化をするようにというようなことで、県のほうから町村会を通じて指示があつたというふうに思いますけれども、町長の答弁では、商工会とか商工関係団体と協議をし、勉強をして、そういうふうな具体策、そういうふうな条例化の方法を検討したいというようなお話がございますので、その後の経緯はどうだったのかということをお尋ねしたいというふうに思います。

それから、あと、生活道路についてはいろいろと、まだ積み残しの問題がありますので、やはりそこは地元の方たちとの環境、そういうふうな用地交渉あたりの対応ができれば考えていきたいというようなことで、地元との協議あたりをどのように進められていくのか。

それからもう 1 つ、この前の 12 月議会に労働環境の関係で、総務課長から精力的に早く帰るように、体の健康を保つようにというようなことで、職員に叱咤激励されて、退庁が早くなつてるようにお聞きはしますけれども、その辺の状況で現実問題としてどのような経過になったのか。もっと遅い対策を、全庁的な対策を図っていくという町長のお話でございましたので、何らかの形でそういうふうなことがやっておられるのか、お尋ねしたいというふうに思います。

以上、よろしくお願いいたします。

議 長（西 日出海 君）

子育て支援サポートセンターの件は。町長、いいですか。町長。

町 長（古庄 剛 君）

順番がちょっと・・・子育て支援サポートセンターの設置についてということで御質疑がありました。これは先ほどちょっとお話ししたんですけど、やはり子育ての施策としまして、今、地域の子育ての支援拠点事業とか、一時預かり事業、それから延長保育事業とか病後児の保育事業、放課後児童の健全育成事業と言われるのを行って取り組んでいるところでございますけど、御質問にありました、子育て支援センターのような包括的な支援ができるセンターということで考えておられるとは思っておりますけど、これにつきましては、やはり大変重要な施策

であるとは認識はしてるわけでございます。

このような観点から、来年度は中央保育所の民営化とか、それから29年度末の佐々幼稚園の閉園とか、30年度には民間法人によります認定こども園の開園ということで、今、子育て支援に関するというのが今、目まぐるしく変化する過渡期になっているわけでございます。

このような状況でございますので、やはり、まずはそのような一定の児童の福祉施設等の環境が整備された後、その後につきましては、やはり子育て支援のサービスの充実を図れるということも町としては重要だと考えておりますので、今後、専門家とかいろんな話し合いをしながら、やはりこれを進めていかなきゃならないということで、現状ではなかなか今は進んでないという状況でございますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

それから、小規模の企業振興に関する条例制定ということで、以前、御質問をいただいております商工会の関係者の方々ってということで、関係団体との協議をさせていただくということで答弁をさせていただいたところでございますけど、現時点ではまだ条例制定には至っておりません。やはり今、去年の11月ですか、商工青年部のローカルアソシエイト松浦っていうのが、議員も御存じのとおり、県北地域で連携する形でネットワークというのを今、発足されておまして、これは中小企業が設置しまして、よろず支援拠点ということで、小規模の支援をしていращしゃると、事業者の支援をしていращしゃるということで、たくさんの方が参加していращしゃるわけでございますけど、そうしたやはり活動とか支援を広げていくっていうことで、町としましても、こういうことは重要な取り組みではないかと考えておまして、やはり我々としましても、そういう方向性に従いまして、この状況を踏まえながら、やはり条例化が必要かどうかっていうのは現時点ではなかなか難しいわけでございまして、町が、じゃあどういう支援をするのかという方向性がまだ定まってないわけでございますので、条例化をするっていうことで、まだ実情が至ってないんではないかと思っていますし、この体制をまず整えた後に条例化については我々も参加するということで、サポートもしていかなきゃならないんではないかと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

それから、耕作放棄地の・・・

議 長（西 日出海 君）

耕作放棄地は入っとらんですよ。町長。

町 長（古庄 剛 君）

役場の職員の就労環境。これは、この前も御質問があってございましたけど、国において新たな残業の規則って言いますか、罰則を強化しまして、厳罰化しまして、働き方の改革っていうのを行うようにしているんじゃないかと思っております。まだ、具体的な内容というのがわからないわけでございますけど、本町においても対応していかなければならないんではないかと考えておるわけでございます。

本町におきまして、平成27年度の年間の平均残業時間っていうのが146時間でございましたが、タイムカードとはちょっと若干、乖離があるようでございますけど、各課長とそれから職員自身が事務の効率化を進めて、労働時間の短縮に努めてまいらなければならないと考えております。

それから、労働安全衛生法の改正に伴いまして、本年度からストレスチェックというのを実施しております。対象者が243名、受験者が175名で、受験率が72%でございました。175名中の高ストレス者と言いますか、その方が12名おられまして、高ストレス者には医師の面談を進めておりますが、総務課の面接申請は現在のところあっていないという状況でございます。

高ストレスだからすぐに体に変調を及ぼすとは限りませんが、やはり診断結果を参考にして、自身のメンタルヘルス対策に対してお役に立てばいいんじゃないかと考えておりますし、

やはり職員の健康管理につきましては、やはり健康の診断とか人間ドックを毎年実施しておりますので、そういう方面でやはり町としましても役場職員の労働環境の改善には努めなければならないんじゃないかと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（西 日出海 君）

4 番。

4 番（永安 文男 君）

ありがとうございました。

一応、今、1 つ耕作放棄地の関係については、協会のほうの関係で、まだこの前 2 人、農業関係の 2 人が採用された状況ですので、今後、その方たちと協議をしていくというような回答をいただいておりますので、今後につながっていくものと、検討されるものというふうに思います。

最後に、1 つお尋ねなんですけれども、町長、佐々町のまちづくりとして、以前、千年のさくらの里、千年の里づくりっていうのがあったと思うんですけど、先ほど橋本議員から佐々町の桜関係、緑と花と、そういうふうなすばらしい景観の町にしていこうというような話がいつも言われてるんですけど、この桜に関して千年の里、千年のさくらの里づくりに関して、町長はどういうふうにお考えかということ。

それから、あと西九州道の話も出ましたが、西九州道のインター付近が混雑してるという部分で、やはり、その関連するところまで影響を与えているというようなことで、その近隣、1 つは古川地区の一方通行の、一方通行と言いますか、そちらに回避する車が多くて、困ってるとか、それから江迎、松浦のほうから来るところが信号あたりで長蛇の列になって、救急車も待機、退避する状況だというようなこともお話ししましたし、やはりどうしても小浦方面と、それから佐々方面の行き交いの路線の取り扱い関係っていうのを研究すべきことというふうに思いますので、そこらあたりも含めて今後の研究課題ということで。

町長は検討します、検討しますって言ったら、検討しないことと先ほどの話になりますけども、今度は言葉を研究しますというふうに今度をちょっと言葉を変えられているようですので、また具体的に検討を深めていただいて、またいろんな施策に反映させていただきたいということをお願いをいたしまして、質問を終わりたいと思います。

どうもありがとうございました。

議長（西 日出海 君）

以上で、4 番、永安文男議員の一般質問を終わります。

これより 5 分間ほど休憩いたします。再開を 45 分といたします。

（14 時 42 分 休憩）

（14 時 46 分 再開）

— 日程第 6 一般質問（須藤敏規議員） —

議長（西 日出海 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、一問一答方式により、7 番、須藤敏規議員の発言を許可します。7 番。

7 番（須藤 敏規 君）

議長の許可をいただきました。通告書に基づきまして質問をさせていただきます。項目につきましては、未来の農業施設の展望について、指定金融機関等についてということでございます。関係課におかれましては資料の提供ありがとうございます。

まず、未来の農業展望について、本町の米、畜産、イチゴ、茶、ブロッコリーなどの農業生産額をお聞きしたいと思います。それから、地域おこし協力隊 2 名の方が農業分野で採用されておりますが、本町の農業生産から見て、どの分野の企業化を期待されているのか。

まず、この 2 点から入りたいと思います。前段でございます。担当課長からでも結構です。

議長（西 日出海 君）

いいですか。担当、いいですね。産業経済課長。

産業経済課長兼農業委員会事務局長（今道 晋次 君）

産業経済課長。

まず、1 点目ですけれども、農業生産額ということですが、28 年産からですけれども、お米が 3,520 万 7,000 円でございます。ブロッコリーは 27 年産ということになります。249 万 4,000 円。加工用タマネギが 28 年産ですけれども、126 万 7,000 円。イチゴですけれども、これは 27 年産ということになります。7,488 万 8,000 円。お茶につきましては、28 年産を把握しておりますけれども、終了ベースということで荒茶の単価で乗じて試算をしております。4,157 万 7,000 円。繁殖牛ですけれども、これは 27 年の実績ということになります。1 億 9,113 万 5,000 円というふうになっているところでございます。

それから、地域おこし協力隊の 2 名が農業分野で採用という形で、2 月 1 日よりおいでいただいておりますけれども、この 2 名につきましては、まず、今回の地域おこし協力隊を募集するに当たりまして、新規作物をつくって、地域おこしをするということ。それと、既存の作物の加工などで地域おこしをするということ。3 つ目が IT を駆使したスマート農業で地域おこしをするという 3 点で募集をさせていただきました。

そうした中で着任したのが 2 名ということですが、御承知のとおり、2 名とも就農予定者であり、協力隊の期間の 3 年間で就農に向けた研修を兼ねて、作物づくりを進めていくというふうになるかというふうに思います。

その 2 人の現在の就農へ向けたイメージということで、まだ、かわっていく可能性ももちろんあるかと思っておりますけれども、現時点での、それぞれの意向ですけれども、まず、1 人は果樹園なり、直売所等で飲食店を併設した集客力のある施設の運営を行いたいというふうに申しております。また、もう 1 人は、路地、ハウスそれぞれの施設等で複数の野菜をつくっていききたいというふうに話がされているところでございます。

以上でございます。

議長（西 日出海 君）

7 番。

7 番（須藤 敏規 君）

生産額をありがとうございました。

そうですね。なかなか、数字見まして、何戸の方がやっておられるのか、ちょっと把握できませんで、国のデータをちょっと見てみました。

センサス 2015 年ですか。水稻米については、所得が大体 28 万円、果樹については 189 万、野菜が 257 万、肉牛が 354 万とか、それぞれございまして、農家所得は、やはり、米については、非常に少ないということで零細な田んぼとか、高齢者の関係でございまして、水田をなさる方

は、主にそのほかに農家以外の収入ですね。それとか、年金収入、合わせまして、大体、水田の方が412万ほどになるという国の試算が出ておりまして、今から、やはり、先ほど言いましたように、果樹とか野菜のほうに転換していかないと農業はだめだということに、国も打ち出しておりますけれども、そういうことでございます。

そこで、佐々町全体の活躍を図るために地域再生協議会が組織してあるかと思えますけれども、その中で、いろいろ農業振興については、この団体の中で検討なさっております。振興作物の推進とか、そこでなっとるわけですが、水田フル活用ビジョンと、今、あるんですかね。

作物面積の拡大の目標はここには掲げてございますが、先ほど言いましたように、金額の目標というのが入っていないもんですからですね。そこらへんで、面積は広げたが、所得はどのように上がっていくのかちゅうのが、ちょっと、把握できないもんですから、やはり、生産額をある程度目標に掲げないとですね。町のほうからは、いろんな対策は取られていると思うんですけど、なかなか実態が把握、つかめないもんですから、今後、その目標についてどのように捉えていこうとお考えか、課長にお願いしたいんですけど。

議 長（西 日出海 君）

産業経済課長。

産業経済課長兼農業委員会事務局長（今道 晋次 君）

産業経済課長。

御質問の佐々町地域農業再生協議会の取り組みというふうなことになるかと思えますけれども、この再生協議会におきましては、いわゆる、米の生産調整というところでの役割を一つ担っている協議会でございまして、町の振興作物としては、イチゴとブロッコリーを選定させていただいております。

また、水田合作としての対象作物としましても、加工用の加工業務用のタマネギを選定させていただいているところではございますけれども、御質問にありますように、所得目標の設定ということですが、これについては、この生産調整を主としての、この組織の中で、協議会の中では設けてないというのが実態でございます。

今、議員さん御指摘のように、生産目標もさることながら、その所得目標をしっかりと持って進めていくべきではないかというのは、もう当然、御指摘のとおりだというふうに思います。県のほうの計画等もございまして、そういったところと合わせていきながら、農業生産所得を上げていく形で進めていくことになるかというふうに考えているところでございます。

議 長（西 日出海 君）

7 番。

7 番（須藤 敏規 君）

そうですね。一応、面積はそれぞれ実施面積の拡大を図るような計画がなさっておりますけれども、やはり、金額についても考えていただくように進めていただきたいと思います。

それから、次に、地域おこし協力隊のことでお尋ねしますが、やはり、地域おこし協力隊のホームページを見てみますとですね。やはり、お金を3年間やって給料は出るけど、仕事が見つからないからとりあえず募集したとか、各行った所の市町村によって当たり外れがあるとか。そういうのがネットで出ております。

まずは、多いのは20代で40%ぐらい。30代37%、40代16%、やはり、20代の後半の方が地域おこし協力隊としてですね。参加される方が多いのではないかと思います。ましてや、国が考えております2020年度までに4,000人の地域協力隊を募集して活躍していただくというふうに

しとるんですが、もう既に、2016年で4,158人。目標は達成してしまったということで、さあどうしようかという論議があっているようでございますが、やはり、今からは、その地域協力隊の方の活動ができるような支援をするように進んでいくのではないかと考えております。

そこで、まず2、3年研修なさっても、農業というのは、私が始めまして15年ぐらいですかね。農業やっているんですけども、なかなか難しいもんでですね。田は足で稼げ、畑は手で稼げと昔教わったことがあります。

田んぼじゃ、何回も通って運ばないと収入は上がらないと、昔のおじいさんから教わったような気がしますけども、そういうことで、企業となるとは土地が必要になるんですが、農業委員会のほうが判断されることと思うんですが、現在、農地は農家である条件として5反。5,000平方メートルですかね。持たないと農家になれないという制限がございますけども、やはり、なかなか、一時的な現金とかもらえない方とか、地区によっては高いとか、安いとか、いろいろあるかと思うんですけども、やはり、面積要件を少しでも下げて、3反とか、2反でもできるとか。そういう面積要件を緩和するようなことをしたらいいかなと思います。そうしたら農家に参入のできる方も増えるのではないかとと思うんですが、事務局長、どうお考えでしょうか。

議 長（西 日出海 君）

事務局が答弁できますか。農業委員会事務局長。

産業経済課長兼農業委員会事務局長（今道 晋次 君）

すいません。今の地域おこし協力隊が3年後、期間満了して、農業という形で就農していく上での農地の取得の問題かというふうに思いますけれども、今、御指摘があったように、本町は法律どおりで5反という設定をさせていただいております。

もちろん、県内には、面積を若干緩和した自治体も随分あります。そういったところではございますけれども、農業委員会の中でも検討はしておりますけれども、現時点では、5反の制限はそのまま変更はしていないというふうな実状でございます。

この協力隊ですけれども、実際に、3年間の協力隊期間が終了した後に、実際、農業をしていく際に農地の取得という部分では、農地の貸し借りというのも当然ございますので、現時点では、いきなり3年後に5,000平米、いわゆる、5反を、農地を取得するというイメージは今のところ私も持っておりませんで、何らかの形で農地を借りて進めていくというふうなことからスタートになるのかなというふうに考えております。

先ほど申し上げますように、現在の2名の協力隊のうち、1人は路地であるとか、ハウスであるとかっていう形の野菜をつくりたいという話をしておりますので、施設園芸となると、いきなり5,000平米というところにも行き届かないというふうな部分もあるかと思うしますので、そういったことも考慮しながら、農地中間管理事業等を活用しながらということになるのか。もしくは、経営基盤強化法を活用しながらになるのか。それは、さまざまな研究をして進めていきたいとは思いますが、まずは、農地の貸し借りから進めていければなというふうに考えているところでございます。

議 長（西 日出海 君）

7 番。

7 番（須藤 敏規 君）

今後の問題だと思いますけども、検討はしている。していただきたいと思います。こは、本当に検討していただきたいと思います。

ちょうど、農地中間管理機構のお話が出ましたので、それに関連してお伺いいたします。

町の農地中間管理機構でも担い手の集積で取り組まれていますけども、本町の認定農業者 30 名ほどというふうに基本構想の中で見ましたけど、集積状況はどのようになっているのでしょうか。そして、あと、農業経営基盤強化法の基本構想があるわけですが、その中での認定農業者の基準達成の状況はどのようになっているのでしょうか。解消策はどのようにお考えなのでしょうか。お尋ねをいたします。

議 長（西 日出海 君）

どっちかな。産業経済課長。

産業経済課長兼農業委員会事務局長（今道 晋次 君）

まず、認定農業者への農地の集積状況でございますけれども、農地面積は町内、大体 500 ヘクタールということは先にも御説明をした経緯があるかと思えますけれども、そのうち、認定農業者が管理しているのが 92 ヘクタールでございます、2 割弱というふうなところでございます。

それから、認定農業者の基準の達成状況ということですが、その達成の目標につきましては所得と労働時間というのがございます。所得につきましては一人当たり 320 万。労働時間につきましては、年間 2,000 時間というのがありますけれども、双方を達成できているのは 3 件のみというふうなことでございます。所得のみで達成している状況は 15 件というふうな状況でございます。

基準達成へ向けた解消策はということですが、今年度、28 年度に策定をされてる県が示す計画がございますけれども、農山村計画がございますけれども、そこで農業所得 1,000 万構想というのが打ち出されております。

条件としては非常に厳しいといえますが、例えば、イチゴで 40 アール、ミニトマトで 40 アール、繁殖雌牛、いわゆる、肉用牛で 80 頭とかという規模で、非常に大きな規模にはなりませんけれども、そういったところを踏まえながら、推進を図ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

議 長（西 日出海 君）

7 番。

7 番（須藤 敏規 君）

基本構想達成者が少ないということは、収入はそこそこいってということは、労働時間を短縮して収入を得ているという逆に言えばですね。そういう考えもできるのではないかと思いますけれども、もともとが 320 万っていうのが無理だったかどうかわかりませんが、例えばですよ。認定農業者の方も、今、アップアップ、ぎすぎすかもわかりませんので、町単独の佐々町版の認定農業者ですね。販売が 100 万とか、150 万とか、そういう基準をつくられてですね。実際に、大阪府ではそういう取り組みがなされているようでございますので、今後は、やはり、認定農業者以外の方でもですね。農産物の販売なさつとの方とか、まあっと見てみたらですね。頑張っておられる方はたくさんおられるようでございますので、そういうのを検討するお考えはあられるのか。課長さんをお願いします。

議 長（西 日出海 君）

産業経済課長。

産業経済課長兼農業委員会事務局長（今道 晋次 君）

今、御指摘の町版の認定農業者の基準ですけれども、研究していかなければいけないとは思いますが、今の農家の実態、その高齢化というのが背景にございますので、その背景にあつて、それが背景にあつて農家が減少していく。耕作放棄地が増加していくというところがございますので、国も進めようとされてる、いわゆる担い手農家の育成という部分にはしっかりと力を入れていかなければいけないというふうに考えておりますので、今、御指摘の部分を含めて勉強させていただければというふうに思います。

議 長（西 日出海 君）

7 番。

7 番（須藤 敏規 君）

一応、できるかどうかわかりませんが、町版の認定農業者の制度ができるように研究していただきたいと思います。意見として申し上げときます。それから、地域おこし協力隊の皆さんに対しましては、今後、受け入れ体制の充実を図って、事業を進めていっていただきたいと思います。これも意見として申し上げときます。

次に、国策として T P P、環太平洋戦略的経済連携協定が昨年 12 月に可決されましたが、アメリカの脱退宣言で難しくなってきました。今後、2 国間での交渉が提示されたとの報道もありますが、今後、佐々町農業をどう進めていかれるのかということでお尋ねをいたします。

議 長（西 日出海 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

T P P につきましては、今後の動向っていうのは見守っていく以外はないわけですが、現時点では、アメリカが離脱するという意向を示しているということから、日本におきまして、輸出産業にとってはデメリットになるのかと思いますが、農業については、現状と大きな変化はないんじゃないかと、今、考えるところであります。

しかしながら、やはり、将来的な話としまして、いろんなことを準備していかなきゃならないんじゃないかと、今、考えるところでございまして、国のほうが攻めの農業を柱としまして、農政改革を今、進めていることでありますので、輸出も含めた農業の展開については、やはり、十分注意しながらやっていかなければならないんじゃないかと、今、考えるところでございまして、今後、町の農業をどのように進めていくのかという御質問でございますけど、まず、本町の農業については、ちょっと御説明をさせていただきたいと思いますが、先ほど、議員が申されましたように、平成 27 年度の農業診察では、農業の農家の高齢者というのが高まっております、平均年齢が 69 歳ということとなっております。

農家戸数も販売農家で見ると、平成 27 年には 296 戸あったのが、237 戸。平成 27 年には、237 戸ということで減少しております、そのうちの 75 歳以上が 58 戸あるわけでございます。5 年後には 4 分の 1 が 80 歳になられるという実態でございます。それから、畜産農家につきましても、平成 27 年 69 戸あったのが、平成 28 年度には 40 戸ということで、減少しているわけでございます。

耕作放棄地も当然でございますけど、上昇しております、平成 22 年の調査で 76.1 ヘクタールであったのが、27 年度では 94.6 ヘクタールということで、18.5 ヘクタールも増加しているわけでございます。認定農業者につきましても、現在 29 戸の認定農業者の方がおられるわけでございますけど、60 歳以上で後継者がいないという認定農業者が 10 戸という状況でございまして、

こうしたいろんな状況を踏まえまして、佐々町の農業構想をしなければならないんじゃないかと考えているところでございまして、やはり、課題というのが、高齢化に伴いまして、農家の減少と、それから、耕作放棄地の増大でございまして、その中でどのようにして、既存の農業者を育成していくのか。

やはり、新規就農者を確保していくのかというのが大変重要でございまして、合わせて、耕作放棄地も抑制しながら解消していかなきゃならないと考えているところでございまして、耕作放棄地の抑制、解消というのが、やはり、担い手の農地の集積とか、それから、新規就農者の確保というのが活動を展開しなければならないんじゃないかと考えておりまして、なかなか難しいことでございますけど、やっていかなきゃならないと考えております。

しかしながら、担い手の農地への集積を行うにしても、やはり、認定農業者が29戸のうちの、後継者がいる農家は19戸ということでございますので、その農家だけに農地を集積するというのはなかなか難しいところでございます。

一方で、新規就農者の確保につきましても、直近の5年間で見たときに、親元の就農が4名、新規就農が1名という状況でございますので、やはり、今年度、この地域おこし協力隊として2名の就農者を、先ほどお話がありましたように受け入れておりますので、多くの新規就農者が期待できるかという、簡単な状況ではないと、我々も考えているわけでございます。

やはり、このような厳しい状況ということは、議員も御存じだと思いますけど、このような状況下で、やはり、佐々町の農業振興をどのように進めていくかって。どのような展望を持っていくかというのが御質問であろうということだと思いますけど、やはり、具体的な構想を持っているわけございせんけど、やはり、現在の地方創生事業の一環としまして、やはり、内閣、人材派遣というのが佐々町に携わっていただいております、アグリビジネスアドバイザーの宮崎大学の先生とか、九州農政局の担当者、それから、県の担当とか、農協の担当者と協議を進めながら今後も検討していかなきゃならないと考えているわけでございます。いろいろな状況を今、話をさせていただいておりますけど、方向性を皆さんと話しながらやっていかなきゃならないと考えております。

1つが、先ほど今道課長が申しましたように、ITを駆使した生産効率の向上、それから、環境づくりというのが大変大切でございますので、こういうところを検討しながら新規就農を進めていかなきゃならないと思っていますし、2つ目は、県が策定しております新長崎農林農業、農山村の活性化対策でございまして、先ほど申しましたように、農業所得の1,000万円以上を確保する経営者の育成というものがありますが、この構想等をしょってですね。県と一体となって、やはり、経営体の育成を図っていかなきゃならないと考えています。

それから、3つ目は、やはり、集落営農の推進でございまして、やはり、これは機械の共同利用という支援になるかと思いますが、議員の御承知のとおり、40年もその前に取り組んでおりました第2次構造改善事業において、町内に3つの機械利用組合があったわけでございますけど、農家の兼業化が展開するという、結果として、共同利用が思うように機能しなかったという実態があります。

こうした反省を踏まえながらですね、今後、担い手を中心に、農作業を依頼する。そういう集積などする形で、佐々町のできそうな形をつくり上げられるのではないかと、今、検討しているところでございまして、いろんなこういう取り組みをやりながら、もう10年もたてば、既存の農家だけではなく、大幅に農家戸数が減少する。耕作放棄地も増加すると予想されるのでありますので、町としましては、大胆な発想といいますか、をやって、農業振興を図らなければならないと考えておりますし、専門家の方が田園会議という表現を用いられますように、今回の地域おこし協力隊の2名に来ていただくことができましたが、やはり募集に応募された方8名いらっしゃいました。

いわゆる、潜在的な新規就農というのもニーズがあると思いますけど、やはり、いろいろな

リスクもあるわけでございます。そういう新規就農と組み合わせて一緒になってですね。町と県、国、一緒になって考えていかなきゃならないと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（西 日出海 君）

7 番。

7 番（須藤 敏規 君）

農業を取り巻く環境は認識しているつもりでございますので、具体的にお考えをお聞きしたかったんですけども、なかなか、具体的な構想はないということでございます。

御存じのように、農業は非常に難しいもんでですね。ぱっと振ればお金が入ってくる商売じゃないもんですから、御存じのように、TPPが破綻しまして、今、毎日、新聞紙上で出ております。FTAですか。FTAが2タップとか、シータップとかですね。要するに、自由貿易協定の2国間の交渉が加速するのではないかと私、思いますね。

ベースとなるのは、やはりTPPの分野の協定が地盤になって、あとはそれぞれお互いの国がいい方をどう勝ち取るかの問題になってくると思います。残っているのは、関税と投資関係ですね。金融関係が残っております。あと、技術の提携とか、機械の何ですかね。そういう関係は、もう既にTPPの中で終わっておりますので、今後は、そのFTAとか、シータップですかね。あれで大変だろうと思っておりますけども、そこで、ちょっとお尋ねしますけども、25年の10月策定の農業振興地域整備計画書の農用地利用計画というのがあるんですが、2つ書いてあります。

農業的土地利用は、既存の基盤整備事業、受益地を中心に優良農地の確保、保全に努める。都市的土地利用は農業地域外や白地地区に誘導するなど、云々と書いてございましたけども、この農業新規地域の見直しがちょうど29年、ことしか来年ぐらいに、中間の見直し5年間で来るわけですけども、そういうことで見直し、この農業的土地利用について、見直しのちょっとお考えをお聞きしておきたいと思えます。課長さんで結構です。

議 長（西 日出海 君）

産業経済課長。

産業経済課長兼農業委員会事務局長（今道 晋次 君）

御質問の農業振興地域の見直しについてですけれども、御承知のとおりかと思えますけれども、昭和48年に計画策定をして、昭和62年に1回目の見直し、その次に平成5年、平成13年、平成25年というふうな形で見直しを行ってきております。

そういったことで、おおむね5年という話から、29年、30年というお話があったんだろうというふうに思えますけども、これまでの経緯を見た時に、農業振興地域の用途区分のこの見直しについては、具体的な土地利用というのがあって、それを背景に見直しが行われてきたという経緯があるのかなというふうに感じております。

そういったことを踏まえて、今後の見直しにつきましては、国はもとより、県と事前に協議を重ねながら、そうした具体的な土地利用の計画の有無も見定めながら、見直しが必要であるかどうか協議を進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

議 長（西 日出海 君）

7 番。

7 番（須藤 敏規 君）

わかりました。そういうことで認識しときます。

それから、農業新規地域内でないと、中間管理機構には預けられないと、これ、ちょっと新聞で読んだような気がするんですが。どうしても、中間山地域では狭地が多くて、機構に預けるような土地はないと思うんですけども、そういうことになってきたら、ここの農家はですね、やっぱり、年齢とともに離農する方が増えてきてですね。自然に消滅して、国が望むような形になるんじゃないかと思うんですけど。あとは、減ってくれば企業に貸して、中間管理機構でという、そういう話も出とったものですから、その離農する方に対して、先ほど、町長言われたように、やっぱり、耕作放棄地を機構に預けられるように整備をしていくようなお考えなのかですね。

ということと、農振地域に入って、前、聞いたんですが、1 種農地、2 種農家とかありましたんですけど、いい農地しか中間管理機構は預からないんですかね。残りは町とか、個人でやってくださいという考えなんでしょうか。お尋ねします。

議長（西 日出海 君）

産業経済課長。

産業経済課長兼農業委員会事務局長（今道 晋次 君）

産業経済課長。まず、1 点目ですけども、農地中間管理機構の事業での農地の貸し借りにつきまして、農業振興地域に入っていないと農地の貸し借りができないということですけども、それは、もう、今、議員さんおっしゃるとおりでございまして、ただ、佐々町につきましては、農地のほとんどが農業振興地域の中に入っておりますので、佐々町内の農地につきましては、全てが農地中間管理機構のこの事業の中での農地の貸し借りができるというふうに考えているところでございます。

それから、高齢化も含めての離農が増えるというふうなお話かとは思いますが、高齢化や後継者不足などを背景に、離農する方は当然増えるというふうに想定しないといけないというふうに考えております。先ほどもお話をさせていただきましたけれども、こういった事態を踏まえて、現在、地域おこし協力隊を農業分野でということで、採用させていただいております。また、新規就農者の確保へ向けても進めようというふうにしておりますので、当面は、そういった格好で対応をさせていただき、進めさせていただければというふうに考えているところでございます。

議長（西 日出海 君）

7 番。

7 番（須藤 敏規 君）

そういうことであれば、先ほどおっしゃった農振地域の見直しには、中間管理機構で預けるというようにお願いするとなると、農振地域からは外さないというお考えなんですかね。あと、どうしても、高齢化とか、生活に困られた方とか、土地を手放したいという方が多々あるのかと思うんですけど。そういう人は、やっぱり、法的に 7 つの要件ですか。除外の申請があったんですけども、そういう手続でないと除外はできないということになっていくわけでしょうか。

議長（西 日出海 君）

産業経済課長。

産業経済課長兼農業委員会事務局長（今道 晋次 君）

産業経済課長。農振地域の見直しですけれども、農振地域自体はエリアを線引きをしております。今、議員さんがおっしゃる部分は、多分、用途区分だろうというふうに思いますが、農業振興地域の中の、そのエリアの中には、農振の除外申請といいますか、用途区分の見直しをしないといけない、一般的に、私ども事務的には色塗りをした農地というふうな表現をさせていただいておりますけれども、色塗りをしたか、もしくは、色塗りがされてないかということをお聞き、農地中間管理機構では、農地の貸し借りができますよということですので、農振地域のエリア自体は昭和48年の計画策定以降、ほとんど見直しは行っておりませんので、エリア自体は変わっておりません。

したがって、中間管理機構の事業上の話には何ら問題はないというふうに思っております。ただ、色塗りの所は、今回の平成25年に見直しを行っておりますので、おおむね5年後という形で30年、30年以降に見直しを行う場合にあっては、例えば、平坦部の大新田であるとか、森ノ木であるとか、赤崎、神田、さまざまなその平坦の条件のいい農地がありますけれども、そういった所を外すとなると、農振の見直しの十分な協議も必要かもしれませんが、山間部の所で、高齢化が進む中で、農地を手放そうという時には、できる限り、農地中間管理事業で貸し借りをしていくというふうなことになるかと思っておりますけれども、それもなかなか非常に難しいということになれば、農振地域の大幅な見直しをかけるのか。それとも、通常の農振地域の除外申請という形で対応するのか。こういったところを、先ほど、表現が不十分になったんですけれども、国、県とも話をしていきながら、どのような事務手続を進めるべきかというところは相談をしていきたいというふうに思っているところでございます。

議 長（西 日出海 君）
7 番。

7 番（須藤 敏規 君）

ありがとうございました。そういうことで、生活に困られた方とか、いろいろおられますから、そういうところで柔軟に対応をお願いしたいと思います。

次に、今回、農業のリーダー、ブレーンの存在で、農業委員の推薦が本議会に上がっているわけですが、町長として、年齢、性別に偏りなく、重点に考えられたことはどういうことだったんでしょうか。お尋ねをします。

議 長（西 日出海 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

農業委員会の今回、制度の改正ということで、まずは、1つは、農業委員会の過半数の認定農業者というのを確保しなければならないということ。それから、利害関係のない第三者を入れることということで、そういうことが要件になっているわけございまして、そのほか、女性、それから若者を含むなどを示されていたことから、営農組合長会、それから、認定農業者会、それから、集落座談会などにおいて、基準の背景、推薦をいただくように、今、説明を行っていたところでございますのでよろしくお願い申し上げます。

議 長（西 日出海 君）
7 番。

7 番（須藤 敏規 君）

わかりました。国の要件はそうになっていると思いますが、やはり、農業を指導していくリーダーとか、そのブレーンの存在の方ですね。やはり、地域から推薦された人でないですね。なかなかうまくいかないと思いますので、今の答弁のとおり、地域の支部長会とか、座談会とかで選ばれたということであれば、それはそれで適当ではなかったのかと私は判断いたします。

次に、27年10月策定、まち・ひと・しごと総合戦略の戦略的取り組みがなされて、こういう計画がされております。農業分野で申しますと、戦略的取り組みとして佐々町産品掘り起こし、六次産業化支援事業、販路拡大事業、新規就農支援事業、地域集落営農推進事業、新規就農者農地確保支援ということが掲げてあります。

そういうことで、一応、こういう全体をすれば、佐々町として地域経済を担う農業振興になるということで、基本構想を掲げられたと思うんですが、そういう考えで、認識でよろしいんでしょうか。

議 長（西 日出海 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

先ほどの御質問がありました地域経済の担う農業ということでの御質問でございますけど、やはり、新規就農者が確保できていきながら第6次産業化も進んでいる。また、農産物直売所をはじめとしまして、販路も充実しているという状況が整っていくということで、やはり、地域経済を担う農業者が確立していくのではないかと考えておりますので、その道のりというのは大変容易なことではありませんけど、やはり、こういうことでやっていかなければならないのではないかと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（西 日出海 君）

7 番。

7 番（須藤 敏規 君）

これであるということでしたら、それぞれ目標が掲げられておりますので、それぞれの目標に沿った実施をお願いしたいと意見を申し上げときます。

次に、指定金融機関等についてということでお尋ねをしときます。指定金融機関等が指定されておりますが、28年9月期の預金残高、貸付残高、預貸率をお聞かせ願いたい。金融機関ごとの経営状況を把握したいということでございます。

それから、指定担当の29年1月末の佐々町の預金を預けている額、各機関の率をお願いしたいと思います。それから、指定が長期化になっているわけですが、税などの取り扱い件数、手数料など、どのような状況なのでしょう。まず、2件をお尋ねします。

議 長（西 日出海 君）

これは、会計管理者。

会計管理者（谷添 正人 君）

指定金融機関等の28年9月期の預金残高、貸出金残高、預貸率ということでございますけれども、一応、指定金融機関、それから、指定代理金融機関、収納代理金融機関の5行について数字をお示ししたいと思います。まず、指定金融機関の親和銀行につきましては、預金総額

が 2 兆 2,844 億円、貸出金総額 1 兆 4,660 億円、預貸率が 64.2% となっております。

続きまして、指定代理金融機関の十八銀行、預金総額 2 兆 5,597 億円、貸出金総額 1 兆 5,233 億円、預貸率が 59.5%、それから、ながさき西海農協、農協さんにつきましては、9 月期の中間決算の公表をされておられませんので、27 年度の決算額でお示しをします。

預金総額 1,137 億円、貸出金総額 318 億円、預貸率 30%。それから、県民信用組合さん、預金総額 235 億円、貸出金総額 114 億円、預貸率が 48.5%、ゆうちょ銀行、これは全国的な銀行でございますので、預金総額が 180 兆円、貸出金総額 3 兆 7,893 億円で預貸率が 2.1% となっております。いずれも 100% を大きく下回っておりまして、不良債権回避という、近年の世界的といえますか、全国的な金融情勢を反映しているものと考えております。

それから、各金融機関の経営状況でございますけれども、一般的な指数ということでの数字をお示ししたいと思いますが、親和銀行、経常利益が 54 億 9,700 万円、純利益 40 億 2,800 万円、自己資本比率が 8.94%。十八銀行、経常利益 44 億 6,700 万円、純利益が 36 億 9,900 万円、自己資本比率 11.62%。ながさき西海農協、経常利益 4 億 5,000 万円、純利益 2 億 2,000 万円、自己資本比率 13.31%。県民信用組合、経常利益 1 億 1,600 万円、純利益 6,400 万円、自己資本比率 7.36%。ゆうちょ銀行、経常利益 3,125 億円、純利益 2,229 億円、自己資本比率 22.22% となっております。

いずれの金融機関におかれましても、相当額の収益を上げられておりまして、自己資本比率も国内で仕事をする場合の 4% というラインがございますけれども、これを大きく上回っておりますので、良好な経営状況ではないかというふうに認識しております。

以上でございます。

すいません。もう一つ。それから、29 年 1 月末の本町の各金融機関への預金額並びに預金利率等の数字でございますけれども、まず、親和銀行に普通預金としまして 10 億 5,135 万 5,915 円、定期預金 26 億 1,931 万 5,938 円。それから、十八銀行、これは全体での 54.5% となっております。十八銀行、普通預金はございませんで、定期預金 11 億 5,053 万 1,065 円。ながさき西海農協、普通預金ございませんで、19 億 1,305 万 3,848 円。全体の 28.4% でございます。

預金利子につきましては、普通預金は 0.001%、定期預金につきましては、親和銀行と十八銀行が 0.05%、ながさき西海農協さんにつきましては、0.125% となっております。また、普通預金、定期預金以外に資金運用としまして、国債と地方債を購入しておりますが、日興証券、5 億 9,100 万 8,000 円。これは額面 6 億円でございます。野村証券、3 億 9,825 万 8,000 円。額面 4 億円。みずほ証券、3 億 9,980 万 8,000 円。額面 4 億円。岡三証券、1 億 9,534 万 8,000 円。額面 2 億円。大和証券、2 億円。額面 2 億円です。合計の 17 億 8,442 万 2,000 円、額面総額としまして 18 億円となっております。利率につきましては、商品によってそれぞれ異なりますが、0.2% から 0.941% の範囲内となっております。

それから、収納の取り扱い件数でございますけれども、これは各納税者なり、公共料金を納める方が銀行窓口もしくは、銀行窓口等を通して納められた件数でございます。これは、28 年 4 月から、ことしの 29 年 2 月までの数値を累計しております。全体で 14 万 1,425 件、総額の 28 億 3,719 万 3,810 円。内訳としましては、親和銀行、全体の 68.5% です。9 万 6,920 件、18 億 9,895 万 5,003 円。十八銀行、全体の 14.5%、2 万 501 件、6 億 6,309 万 9,221 円。それから、長崎西海農協、全体の 3.5%、4,924 件、5,877 万 9,026 円。県民信用組合、全体の 0.3%、423 件、319 万 6,750 円。ゆうちょ銀行、全体の 13.2%、1 万 8,657 件、2 億 1,316 万 3,810 円となっております。

手数料につきましては、原則公金収納については各金融機関とも無料となっております。ただし、ゆうちょ銀行の県外等からの振込用紙を用いての収納につきましては 1 件 30 円の手数料がかかるようになっておりまして、28 年度は 719 件、2 万 1,570 円の支出をしております。

以上です。

議 長（西 日出海 君）
7 番。

7 番（須藤 敏規 君）

ありがとうございました。ながさき西海農協の預貸率をはじいたら28%の間違いですかね。28になろうと思いますけども。はい、わかりました。

それからですね。預金の預け先、指定金融機関が先ほど54.5%、十八銀行17.1%、ながさき西海28.4%、この預金先の考え方というのは、町長、あるんですかね。指定金融機関ですから6割以上はあろうかと私、思ったもんですから、そこらへんの預金の考え方を。預けてあるということですので。どっちでも結構ですけど。

議 長（西 日出海 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

預金の預け方っていいですか。親和銀行はうちの指定金融機関ということで、行員の方も、うちの窓口に入ってきていらっしゃるということで、親和銀行が一番多いっていうのはなっていると思っております。その他については、大体、昔からこういうことで私もやってきているもんですから、一応、こういう割合で、全体的な、平均的なものということで考えておまして、これを定期預金ということで、ほかの分を預けているということでございますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（西 日出海 君）
7 番。

7 番（須藤 敏規 君）

通常、指定金融機関は、人を派遣していただいておりますとか、いろいろあるもんですから6割以上あって、順次取り扱い件数を見ましてもですね。非常に、親和68.5%、振替ですかね。十八、14.5とかいろいろあるもんですから、総合的にこう見比べてみましたら、そこらへんの考え方はどうだろうかと思ひまして、会計管理者の判断でなさったのかどうかですね。どんなもんですか。ちょっと、お聞かせください。

議 長（西 日出海 君）
はい、どうぞ。会計管理者。

会計管理者（谷添 正人 君）

預金先並びに預金額につきましては、町長と協議をいたしまして決定しております。指定金融機関の預け額につきましては、おおむね30億程度がその派遣職員を1年間雇用するために必要な経費で、30億円程度ないと経費が出てこないというふうに聞いております。

私が、昨年4月から管理者のほうになったんですけれども、もう少し、配分が異なっております、少しずつ指定金融のほうに移行するように、一旦、極端に、一遍にはできませんので、徐々に指定金のほうに移行するようにしております。

以上です。

議 長（西 日出海 君）
7 番。

7 番（須藤 敏規 君）

預金については、町長と協議してやっているということでございますので、そのように認識をしておきます。

続きまして、地銀の生き残りのために、指定金融機関等の合併の報道がありますが、なかなか情報が入らないもんですから、ちょっとお尋ねするんですが、報告の有無とか、状況把握、対応認識、どのような対策をされようとしているのか。会計管理者、お願いします。

議 長（西 日出海 君）
会計管理者。

会計管理者（谷添 正人 君）

地銀の生き残りのための指定金融機関等の合併の報道ということで、当初報道されました、この指定金融機関、親和銀行と十八銀行の合併の報道でございますけれども、29年4月経営統合、30年4月合併の予定で報道をされております。しかしながら、公正取引委員会の認可の遅れで、半年ずれ込んでいるとのことです。まだ、現状では認可が下りていないというような状況になっております。

現時点の予定では、認可が下りれば、これ、認可が本年度の7月中に認可が下りればという前提ですけれども、29年10月1日に、まず、十八銀行が福岡フィナンシャルグループの傘下に入るという。福岡フィナンシャルグループが福岡銀行、熊本銀行、親和銀行、十八銀行の4行となるということでございます。それから、傘下に入りまして、1年後の30年10月1日に、親和銀行と十八銀行の統合となる予定ということでございます。

公正取引委員会の認可が下りましたら、夏場に、福岡フィナンシャルグループと十八銀行の取締役会が開かれる予定でありまして、その後、指定を受けております各市町長のほうへ報告となる見込みというふうに聞いております。現在は、公正取引委員会との協議調整中であり、1年前の状況から進展していないというふうな状況で、各自治体への報告ができていないということであります。

それから、30年10月1日の統合の際には、銀行名も変わる可能性があるというふうに聞いております。10月1日時点では、新銀行の支店が2カ所ある状態になるのではないかとというふうに聞いております。これは電算システムの関係上、統合と同時に支店も合併、統合というのはなかなか難しいようで、しばらく、佐々町内に新銀行の支店が2カ所あるというふうな状況になるのではないかとというふうに聞いております。

このような状況で、町としまして、現時点での対応がなかなかできない状況でございます。今後、連絡を密にしまして、指定金融機関及び指定金融であり、指定に関する条例の改正もいたしますし、それから、いろんな納付書関係の振込先の変更、多くの事務処理が出てきます。そういう処理が出てくると思われますが、遺漏のないように進めてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

議 長（西 日出海 君）
7 番。時間がありませんので。

7 番（須藤 敏規 君）

はい、わかりました。時間を見ながらやっておりますので。

はい、そうですね。情報は、多分、入ってないと思うんですけども、金融庁が申し出ているのは、とにかく、シェアが70以上あるからどうかしなさいということで、売るか、ほかの銀行呼んでくるぞから、どがん対応するかというのを、今、提示されている、そのまとめがついてないと思うんですね。

要するに、預金残高が多いということなんですよ。そういうことで、考えられることは、例えば、3つあった銀行が1つに合併すればペイオフ問題で1,000万、1,000万、1,000万貯金してたら隠せるというか。言い方にすればですね。それが1カ所になれば1,000万しか預金でなくなるというのが問題になってくるわけですよ。そういうところもあるのかと思います。

あとは、先ほど、管理者言われたとおり、電算なんですよ。電算システムがどちらが強いかでそっちに合わせていくような形になろうかと思うので、今、行員さん大変だと思うんですよ。そういうところ、いろいろありますので、よく、情報を収集なさってから、研究をなさっててください。これは意見として申し上げときます。

以上で質問を終わります。

議 長（西 日出海 君）

以上で、7番、須藤敏規議員の一般質問を終わります。これより休憩に入ります。あと御一方、一般質問が残っておりますので、最後の休憩として55分に再開いたします。

（15時45分 休憩）

（15時54分 再開）

— 日程第6 一般質問（淡田邦夫議員） —

議 長（西 日出海 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、一問一答方式により、8番、淡田邦夫議員の発言を許可します。8番。

8 番（淡田 邦夫 君）

8番。通告書に基づき質問をさせていただきます。最後でございますので、元気よくいきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、最初に、納税環境整備の計画はどのようにということと、2問目として、一般質問と答弁の実施状況はどのように検討されたのかということをお伺いしたいと思います。

まず、納税環境の整備についてでございますけれども、私は平成23年3月議会におきまして、未納未収金について質問をいたしました。監査委員より毎年指摘があるにもかかわらず改善が見られてないということで、執行部としてどのように考えておられるのかということに対しまして、今後、組織の見直しを図り、徴収のあり方を今一度協議をするということで、答弁をいただきました。

この件につきまして、この未納未収金については、本当に大きな、大変な問題ではなかろうかということで思っております。

そこで、私は役場出納室への納付と金融機関への口座振り込みがどの程度あるのか、まず件数についてお伺いをしたいと思います。

そこで、事務的な項目でございますので、担当課、まとめとして町長のほうへ答弁をお願いしたいと思います。

議 長（西 日出海 君）

その前に、4 時に間もなくなりますので、時間延長をお願いしたいと思います。

この一般質問についての答弁、担当者、税務課長からお願いします。課長。

税務課長（内田 明文 君）

最初の質問ですけれども、役場出納室への納付と金融機関への口座振替がどの程度かという御質問ですけれど、納付書による納付のほうが役場出納室以外にも金融機関のほうでも納めることができますので、納付書による納付と口座振替ということでお答えさせていただきます。

それから、税目ですけれども、町民税に限ってお答えをさせていただきます。

まず、住民税の普通徴収の場合ですけれども、納税者の方が平成 28 年度当初の数字ですけれども、2,325 人いらっしゃいます。そのうち、口座振替の方が 355 人で 15%の方が口座振替をされております。

次に、固定資産税のほうですけれども、納税者の方が 4,632 人いらっしゃいます。そのうち、口座振替で納付されている方は 1,378 人で、30%程度の方が口座振替をされております。

それから、軽自動車税ですけれども、こちらのほうは納税者の方が 6,532 人いらっしゃいます。そのうち口座振替で納付されている方は 462 人で、7%程度の方が口座振替をされております。

重複されている方もいらっしゃるかと思いますけれども、単純にこの三税を合計しますと、1 万 3,489 人中、2,195 人の方が口座振替で 16%を占めております。それ以外の方、84%程度になりますけれども、その方は役場や金融機関の窓口で納付書により納付されている状況であります。

議 長（西 日出海 君）

8 番。

8 番（淡田 邦夫 君）

3 月の広報を見ておりますと、18 ページに載っておりましたけれども、佐々町の税、公共料金は口座振替ということで出納室から出ておりました。これはあくまで先ほど件数を言われましたけれども、金融機関へ貯金、そういうことある方が前提ではないかなということで思っております。

例えば、時間がない方、若い世代、それから共稼ぎ世代、それから銀行等金融機関が土日休みで、納付できないという方もおられるのではなからうかと思っております。

そこで、私が提案なんですけれども、24 時間営業のコンビニで税金・公共料金を納めてることができないのかということでお伺いをしたい。

そこで、近隣町の自治体で、コンビニにて納付している自治体はどれだけあるのかということと、コンビニ納付を佐々町として検討したことがあるのか。それから、コンビニで納付した場合の年間の経費はどれだけかかるのかということをお伺いしたいと思います。

議 長（西 日出海 君）

税務課長。

税務課長（内田 明文 君）

まず最初の御質問ですけれども、近隣自治体でコンビニにて納付している自治体の数ですけれども、今、現在 21 市町のうち 13 市町が実施をしております。実施をしてない市町が本町とあわせて 8 市町がしてない状況であります。

続きまして、2 番目の御質問の、コンビニ納付を佐々町で検討したことがあるかという御質問ですけれど、コンビニ納付につきましては、現在、収納対策会議の中で検討をしております。議員さんが言われるとおり、コンビニ収納では昼間に税金等を納めることができない方や、休日や夜間でも 24 時間利用ができ、住民の利便性の向上が図られます。また、町内の方ばかりでなく、町外の方も本町へ税金等を納めている方もいらっしゃいます。特に県外の方につきましては、納付場所が郵便局のみと限られておりますので、コンビニの場合は全国区にありますので、コンビニ収納ができれば納付しやすい環境になると思っております。

しかし、コンビニ納付を実施した場合の収納のほうにつながるかどうかというのは、ちょっと疑問な点があります。しかし、納税者にとっては納める環境が増えますので、そういったことで本町でもコンビニによる収納につきましては前向きに考え、収納対策会議の中でも現在、検討をしているところであります。

3 番目に、コンビニで納付した場合の年間経費はどれだけあるのかという御質問ですけれども、まず、コンビニ収納にするに当たってシステム改修が必要となってきます。システム改修の費用としましては、約 1,000 万円ほど経費がかかります。それから導入に伴って別途費用が発生する可能性もあります。

それから、実際に納付が始まった場合、手数料がかかります。今、現在の町内で納付書で納められた場合は、無料となっておりますけれども、コンビニで収納した場合は 1 件当たり 50 円から 60 円程度の手数料がかかってきます。

それから、システムの保守料としまして年間 20 万円ほどかかってきますので、あわせて手数料とシステム保守料が導入から発生する形になります。

あと、どのくらいの方がコンビニ納付されるかわかりませんが、仮に納付書で納めている方のうち 1 割の方がコンビニで納付した場合、先ほどの件数で計算しましたら、軽自動車税のほうは 1 期です。住民税と固定資産税のほうは 4 期ありますので、その場合、手数料を 1 件 60 円として計算したら、16 万円ほど手数料のほうはかかってきます。近隣の状況からして、このコンビニ収納したところは、聞いたところによりますと、半数以上はコンビニで収納してるという言葉はいただいておりますので、もし、仮に 50% となった場合は手数料のほうは 80 万円かかるというふうになります。

以上です。

議 長（西 日出海 君）
8 番。

8 番（淡田 邦夫 君）

今、近隣の自治体で、コンビニで納付している自治体はどれだけあるのかということでお聞きしましたところ、長崎県には 13 市 8 町あるわけですね。そうした場合に 13 市町があつて、8 市町がしておられないということで、今、課長のほうから答弁いただきました。この 5 町の中に島、例えば対馬・壱岐・五島、それから小値賀・新上五島、これ、やっておられない。というのは、要はコンビニが少ないということを考えれるんじゃないかなろうかということだと思っております。

そうした場合に、この市にした場合に 13 市全てがコンビニの納入可能ということで、私は思っていて、そういうふうになっておるんじゃないかなろうかということをおっしゃっています。

そうした場合に、佐々町とこの島を除いた場合に、あと 1 つ、町があるんですけども、これはちょっと省かせていただきますけれども、なぜそういうことで、検討したことがあるのになっておられないのか、ということをお伺いをしたいと思います。

早くすれば、必ずやよくなるということだと思っております。先ほど言われました、手数料と

して1,000万かかると。手数料、そういう経費として。それから手数料として50万から60万、それから年間の20万って言われたですかね。そういうかかると言うんですけども、要は、住民サービスという立場からすると、こういうほかの自治体は全てやっておられるのに、佐々町としては、じゃあ、いつまでにこういうことで計画しておられるのか、いつまでにやろうとしておられるのか、それをお伺いしたいと思います。

議 長（西 日出海 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）
コンビニ収納については、先ほど申しましたように、収納対策会議の中で検討をさせていただいておるわけですが、どのようにすればいつからできるのかというお話があります。これは、平成31年の4月を目標に、今、現在やっておるところでございまして、その前に税目ですか、どれとどれがコンビニで採用できるのかっていうのをやはり検討しなければなりませんし、様式の検討とか、それから他町村の情報収集しながら、なるべく共有しながら、それから議会の皆さん方の御意見も聞きながら、それを平成31年の4月を目指して町としてはやっていかなきゃならないと考えております。

これはやはり今、淡田議員さんが申されましたように、やはり住民サービスの点を考えれば手数料がかかろうと、住民の利便性というのが一番でございますので、そこを考えながら町としてはやっていかなきゃならないと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（西 日出海 君）
8 番。

8 番（淡田 邦夫 君）

今、31年って、私、聞き間違いじゃなかですよ。31年って言われたですよ。あ2年かかるわけですか。何で2年もということだと思うんですけど。これ、教科書とか、教科書、解答用紙、全部あるわけですよ、ほかの自治体とか何とかですよ。全部あるのに何で2年かかるわけですか。

私、民間企業でやはりいいこととなればすぐしなければ。これだけ検討、全部ほかの自治体というのは、全てが何でもかんでもそういう資料とか教科書、解答用紙、全てがあるのに、何で2年もかかるわけですか。議会は年に4回ありよるわけですよ。そういうことで、あまりにもそこら辺のところは優柔不断じゃないかなということだと思うんですけども、そこら辺のところ、検討された結果だと思うんですけども、どうにもならんわけですか、そこら辺のところ、町長。

議 長（西 日出海 君）
答弁できる方。税務課長。

税務課長（内田 明文 君）

導入に当たっては、まず基本4月からっていうふうに考えておりますけれども、早くて30年4月になるかと思っておりますけれども、それまでに。

もし、仮に、導入するなら4月と思っておりますけれども、仮に早くするなら30年の4月、今、町長言われたように31年の4月となって来ると思っておりますけれども、導入するに当たって、まず契約の方法とかそういったのがまだ検討していかなきゃならない事項であります。それか

らあと税目ですけれども、税のほうはもちろんだと思いますけれども、ほかに、料があります。そういったのを何をしていくか。そういったのはまだ検討しておりませんし、またシステム改修につきましてもまだ収納対策会議の中で話ただけですので、まだ全体的な話も必要となってくるので、希望としましては31年4月というふうに考えております。

議 長（西 日出海 君）

8 番。

8 番（淡田 邦夫 君）

私、行政の仕事というのはさばけるものと思っておりますけれども、こんなにさばけないって。全てが教科書、先ほど今、何回でも言うようですけども、あるのに、よその自治体というのは全てがやっておられるわけです。佐々町と島ともう1つと。今までが検討したことってあるっていうことで言われましたけれども、私から言わせれば、ほとんどが検討しておられんじゃないかということと思うわけです。例えば、よその自治体がどういうふうにしよと。いや、うちもせんばいかんよって。そういう危機感が全く薄れておるんじゃないかなということ、私、思うんですけれども、そこら辺のところ、今、何回でも言っても、そういうのは繰り返しと思うんですけれども、一刻でも早く、そういうことで、住民サービスということでございますので、やっていただきたいということで、町長のほうから少しでも早くやるということで答弁をいただきたいと思います。

議 長（西 日出海 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

少しでも早くやるっていうこと、これは先ほど申しましたように、税とそれから料があるわけですね。料も御存じのとおり介護保険料とか、それから後期高齢者、それから保育料、水道料とか、そういうことも含めて考えれば、やはり全体的な計画するのは30年、少しでも早くっていうことでなくて、やはり31年の4月からの実施を目標にしてやらなければ当然、間に合わないと思います、事務的にですね。それから様式の変更とかいろいろありますので、そういうことを目標にやっていきますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（西 日出海 君）

8 番。

8 番（淡田 邦夫 君）

どうも納得いきませんけれども、少しでも早くということで要望をしておきます。

続きまして、一般質問と答弁の実施状況ということで、2問をしております。

私は平成21年7月にこの議会の中にさせていただき、第1回目の21年の7月に第1回目の質問をし、2期8年で、今回で32回目の質問ということで、一般質問をさせていただきました。

町長の答弁を見ておりますと、検討するということが非常に多くあっております。私なりに32回の一般質問に対して、執行部の答弁っていうと、1枚の紙にこうしてまとめておりました、それを見ておりますと、「検討する」と。先ほど9番議員さんが言われましたけれども、「検討する」は行政用語で「何もしない」ということで、ああ、なるほどだなということで、今、思っておるところでございます。今から質問するに関して「検討する」は要りませんので、いつ、どこで、誰が、何をということで答弁をしていただきたいということで思っております。

質問に入らせていただきます。

私は何回とも佐々町の財産を有効活用するには、どのように計画しておられるのかということで、お聞きいたしました。第 1 問目といたしまして、神田の春の山団地の跡地、有効活用をどのようにということで、平成 27 年の 3 月議会、それから平成 27 年の 12 月議会においても春の山団地の造成の活用をどのように考えておられるのかということの問いに対しまして、町長は、「現時点では何も考えてない」ということで答弁されました。

それから、もう 2 年も経ちますので、どのようにお考えなのか。

私は佐々町をあちこちこう見て、皆さん方も見て回られると思いますけども、今、小浦地区、四ッ井樋地区、それから市瀬地区、神田地区。新しい家が本当に軒並みに建っております。あそこの春の山団地をそのままにしておくとは非常に町にとってはマイナスじゃないかなということを思っておりますので、そこら辺のところを 2 年間を踏まえてどのようにお考えなのか、お伺いをしたいと思います。

議 長（西 日出海 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

検討するというのは、自治用語ということでございますけど、淡田議員が P D C A をはっきり言えと言われたんですけど、なかなか、これはなかなか行政としましては、そういうこと、P D C A は難しいわけですね。それ、言えるなら私もさっと言いますけど、なかなかそれは難しいわけでございます。これは私一人でするわけじゃない、議会でもするし、役場の内部でも協議をしなきゃならないと。いろんな人の意見を聞いてやらなきゃならないわけでございます。

ただ、神田の春の山団地につきましては、先ほども一般質問で「検討する」ということで話がしてあったということでございます。これも私も十分自覚しているわけございまして、やはりこれは団地の跡地につきましては、1 つ問題があるのは公民館ですね、神田の集会所の跡地が、名義がなかなか変えることができないと。それを一体となつて私どもが開発をしたかったんです。ただ、今回は公民館の跡地をどうするのかというのがまず考えなきゃならない。それを抜かして考えれば、早急に開発はできると。もしあれば、私は民間で開発していただければと、民間活用をさせていただければと思っておるわけでございますけど、これはまだ次に選挙もありますし、どういうふうになるかわかりませんが、現状の私の考えとしては、そういう考えを持っているわけでございますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（西 日出海 君）
8 番。

8 番（淡田 邦夫 君）

今、即答が難しいという、確かに難しいと思う。

ところが、案だけは出すことができるだろうと思う。そういう、今はここまでどういうふうと考えとるとか、そういうような考え方、要はプランは出すこと、できるんじゃないかなということで思っております。

そして公民館が解決すればすぐにでもやりたいということで言われましたけれども、じゃあ、公民館の地権者が聞くとところによると、複数おられて、解決が難しいということが聞いておりますけれども、公民館解決はいつ、じゃあ、するんですか、そこが。

議 長（西 日出海 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

公民館解決は永遠にできませんと思うんです。これはなかなか難しいわけです。

ただ、行政的に収用と言いますか、名義変更ができるような法改正がなれば、相続関係がなかなかできないわけですので、それはできません。できないと思っております。ただ、今、順次、年度を追って個人別にやってるわけでございますけど、なかなかこれが進まないという考えでございますので、やはりそれは外した計画と言いますか、そういうことでやっていかなきゃならないんじゃないかと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（西 日出海 君）

8 番。

8 番（淡田 邦夫 君）

最初からそう言えばよかったですたい。解決できんのをいろいろ引っ張って行って、ここは解決できんから、こういうふうなやり方でやっていきたいということですよ。私は言うべきじゃないかと。いつまでもそりゃ、———だらだら、だらだら、されよっちゃ、それは困るわけですよ。

それは先ほど言いましたように、佐々町回ってみてもらえば、あっちこっちに新しい住宅ができて、佐々町に住みたいという方がおられるわけですよ。何で、そしたらそういうことで、前に進まんのかかと、いつまでも解決できんとかですよ。そういうことで私は思いますので、そこら辺のところを今度、選挙もある。6 月に選挙になっておりますけれども、そういうことで、ぜひとも検討していただきたい、早目に検討していただきたいということで思っております。

最後に確認です、この町有地で。もしもそういうことで永遠にその公民館跡地が解決できないということで確認いたしましたけれども、もしもそういうことであれば、除いたところでも、来年でも計画されるかどうか、お伺いしたいと思います。

議 長（西 日出海 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

これは、先ほども今、淡田議員さんおっしゃったように、選挙もあることです。ただ、私の考えとしましては、やはり民間活用と言いますか、民間で造成って言いますか、そういうことでやっていただければ、私はそれが一番いいんじゃないかと。町でわざわざいろんなことをするより、一括して売却したほうが。ただ、住宅用地として、していただくのが一番じゃないかと私は考えております。

議 長（西 日出海 君）

8 番。

8 番（淡田 邦夫 君）

続きまして、平成29年の4月から保育所も民営化になります。それから平成30年4月から幼保一体化になって、幼稚園も保育所のほうになります。そこで、佐々町立幼稚園の跡地の活用をどのように行うのかということでお伺いをしたいと思います。

これも、私、平成26年の3月議会において、佐々町に宿泊施設がない、そして会議できる所がないということで、町長のほうに聞きましたところ、町長は、数社へ打診をしていると。採算性が厳しい状況と答弁をされました。

それから、私はまた先ほど言いましたように、平成27年の12月議会においても、佐々町立幼稚園が30年3月で終えて、跡地を生かした民間活用の宿泊施設ができないのかということで、企業のほうにもそういう、いろいろ専門家があるかと思いますが、そういうことで、どのように検討しておられるのかと。町長は民間活用を踏まえ、議会と相談をするという答弁をされました。もうあと1年ということになるわけです。その町有地というのが、佐々町には多くの町有地があり、全部が空いておるんですけども、私はできれば、そういう宿泊ができて、今、宴会とか何とかした場合には、全部佐世保市に出て行ってしなければならない。そういう、私は専門屋じゃございませんので、そういう銀行とか専門部会とか、そういうことで、ぜひともその宿泊地ができることを私は要望したいんですけども、町長はどのようにお考えなのかお聞きしたいと思います。

議 長（西 日出海 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）
この幼稚園の跡地っていうことでございますけど、活用ですね、議員の御承知のとおり、町立保育園っていうのが平成30年3月末をもって一応、廃園ということで、幼保連携の認定こども園が移行するっていうことになっておりまして、その跡地、廃園後についての御質問ということで思っておりますけど、今はまだ町として具体的な活用っていう方法は今、決定はしてるわけではございません。建物が昭和38年に建設されたっていうことで、53年も経過しておりますので、耐震度とか耐力度は基準値以下でございますので、建物を継続して使用できないということで、これはやはり壊さなければならないんじゃないかと思っております。敷地の面積が2,708平米あるっていうことでございまして、町の中心地でもあります、駅前でもございます。いろんな活用方法も考えながら、やはり条件的に、先ほど申された宿泊施設、あれも視野に入れながら、やはり多様な活用をできるような方法を考えてやっていかなきゃならないと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（西 日出海 君）
8 番。

8 番（淡田 邦夫 君）

あと1年ですよ、町長。それで、今まで見ておりますと、そういう町有地がいつまでもそのままになっておるということが、今までの前例でございます。あと1年ありますので、ぜひともそういう検討をしていただきたい。何かの委員会でも立ち上げてでも、町のそういう委員会があるかと思いますが、立ち上げて、前向きに検討して、私、個人的には宿泊施設という、宴会もできる、会議もできる場所ということで申し上げましたけれども、それが採算が合うかどうか私はわかりませんが、そういう専門部会とか、専門の方とか、そういう打診をして、話を進めていただきたいということで、要望をしておきます。

続きまして、昨年の9月議会においても、それから12月議会においても、先ほど永安議員も言われましたけれども、企業誘致ということで、SSKの土地ということで言われました。これは、皆さん方が本当に企業誘致っていうことは関心があるかと、ぜひともやっていただきたいということで、皆さんが思っておられるんじゃないかなということ、思っております。

私は、これもですけど、27年の9月議会において、副町長のほうにお尋ねいたしました。あそここのSSKと別に、地権者が14人おられるということで、そして、副町長の答弁で、副町長の答弁は、用地取得はいつまでに契約は、その約束はできますかということでお聞きしましたところ、今、約束はできないということで言われました。それから1年半経って、14件の地権者がどのように解決しておられるのか、それをお伺いしたいと思います。

議 長（西 日出海 君）
副町長。

副 町 長（大瀬 忠昭 君）

これ、南部の土地の購入の件でございます。このことにつきまして、本当に議員さん言われますように、定例会ごとに各議員の方から御指摘をいただいているところでございます。現在、6名の地権者の方に一応、内諾を得ているところでございます。面積にして2万平米程度になります。

それで、この件を持って担当課のほうが県と長崎税務署のほうに協議に参っております。この協議の中で、3年ほど前は今のような進め方でいわゆる税金の特例、いわゆる公有地払大法に適用するというので、3年前にはこの適用をもって税金の控除を行い、土地を売買いたしたところでございますけれども、今回、そういったことで出向きますと、なかなか現状ではこの税金の控除は、適用が難しいということで、担当が帰って参っておるところでございます。

3年前にできて、何で今回、できないのかということで、大分、話をいたしておるんですけども、現状ではそういうことで話が進みませんので、今後、税務署、そして長崎県のほうに、これを特例ができるように協議をするように、現在のところ担当課のほうに指示をいたしているところでございます。

議 長（西 日出海 君）
8 番。

8 番（淡田 邦夫 君）

今、6名ということで、もう承諾を得ている。ところがそういう税金とか、そういう問題でいろいろと問題が起こっている。じゃあ、あと8名はどがんってるのかということで、お伺いしたいと思います。

議 長（西 日出海 君）
副町長。

副 町 長（大瀬 忠昭 君）

今、申しましたように、この税金の特例が今のところ、先行きちょっとよく見えておりませんので、現時点でちょっと話をすることはできません。

それで、税金問題が解決いたしまして進めてまいりたいというふうに思っております。

議 長（西 日出海 君）
8 番。

8 番（淡田 邦夫 君）

副町長ですね、私、前、見えんわけですよ。そういう、じゃあ、そんならその税金の問題、

いつ解決するのっていう話ですよ。そういうことで言われても、いつも言うように、日にちを言ってもらわないとわからないわけですよ、こっちだけわかって。そして言うとなんか言われてたっちゃですよ、そしていつまでもだしたら、だしたらして、何もせん。それじゃ困るわけですよ。

先ほど言いますように、皆さん方、9月の議会においても、12月の議会においても、今回の議会でも、企業誘致ということは、やっぱり佐々町には何らかの形で企業誘致ということはしなければならないということは、皆さん、おもいだと思います。例えば、佐世保市においては高専がある。佐世保工業がある。そこに訓練所がある。鹿町工業がある。2次産業を育てる人材というのは、ほとんどが県外に出ておられる。やはりその企業誘致ということをもう少し真剣に、真剣に考えておられて前に進まんとかわかりませんが、やはりいつまでにするんだというような計画を立てて、私はやるべきじゃないかなと。そのためには担当者といろいろと御苦労されて、仕事においても御苦労されておると思うんですけども、皆さんがやっぱりそういう注目をしておられる。あそこを買ったときの最初の計画。立派な計画書、図面でありました。それからもう何年ですか。もう2年過ぎてるわけですから。そのままの塩漬ですよ。私はそこら辺のところを、やっぱり急ぐものは急ぐ、そういうことで検討していただきたいと思うんですけども、今後、どのようにお考えか、それをお伺いしたいと思います。

議 長（西 日出海 君）
副町長。

副 町 長（大瀬 忠昭 君）

議員さん言われること、本当によくわかります。しかしながら、いつまでというのはちょっとここで申し切れません。というのは、やはり県事務所の協議を行って、これをゴーサインをもらわないと現実、進め切れませんので、よく今から協議を行って進めてまいりたいというふうに思っております。

議 長（西 日出海 君）
8 番。

8 番（淡田 邦夫 君）

私、しつこいようですけども、協議を、じゃあ県の協議、いつごろ計画しておられるのか。それでどういうふうな検討になるのか。そやけん、県の協議が前に進まんやったら、進まんばならんといけんとでしようけど、どのようにお考えなのか。

私、いつまでも、本当に2年間も3年間も、そのまんまになっておるわけですよ。私は本当に無駄じゃないかな。どういうふうに今まで、そういう検討しておられて、前に進んでおられるのか。

先ほど私、言いましたけれども、民間で言われたことは何月何日までにする。こういうことです。いや、できんやったら町長が頭ひねりよるばってん、行政とちょっと違うとばいとかっていうような形でしよらすけれども、私たちはそういう育ち方をしとるもんですから、あまりにもそこら辺のところは価値観が違い過ぎるもんですから、その行政の中にはいろいろ難しいことがあるかと思いますが、やはり橋本議員が最後に言われた、やる気ですよ。私はそういうふうに思いますけども、今後、あと8名の方がおられますので、ぜひとも、もう29年度には解決するように、そして30年度からはそういう企業誘致の計画ができるように、希望をしておきます。

続きまして、4番目として、サンビレッジ横の、これが平成28年6月議会において和解金

500万で明け渡しが解決いたしました。この土地の利用をどのようにお考えなのか、町長にお伺いしたいと思います。

議 長（西 日出海 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）
さっきの土地の件でございますけど、今、やはり税務署っていう相手方があろうことですから、それにやっぱり県と協議をしながらやっていかなきゃならない、それ、日にちをいつするのか、こうするのかっていうのは、なかなか、これが官公庁ですよ。これ、民間と違います。民間は社長が結論すれば、それ、できますけど、私が決断しても相手方があることですから、なかなかできないということがありますので、これについてはやはり早急にさせたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

それから、サンビレッジ横の土地の、どのように活用するのかというお話でございます。やはり温浴施設を計画されまして、サンビレッジ横の町有地については事業化の進展が見られなかったということで、先ほどお話があったように、土地の明け渡し請求訴訟をしていただきまして、裁判所から勧告をもらいまして、昨年6月27日に事業者と和解を行いまして、現在、町の債権債務も今、存在してないところですね。債務も存在してないという状態になっておるわけでございます。

その後はやはり当該土地については今後どうするのかということでございます。現在はイベントとかあるときには、臨時の駐車場として使用してるわけでございますけど、やはり当初からここの部分は運動公園の用地として用買をしてるわけですね。それも御存じだと思います。初め、それからその後、温泉施設ということで、一応、温泉をつくるということで民間に委託してしてたんですけど、温泉が出ないということで、これが御破算になったという経過がございます。

やはり今後はどうするのかというお話がございました。これはやはり今後、どうするのかっていうのは、やはり公共施設の総合管理計画とまた個別的に、一体的にどうするのかというのを考えなきゃならないということでございます。これにつきましては、やはり町としまして、今まで運動公園で一番、昔、一番真っ先にはそういうことで計画してたわけですね。だから、運動公園としてまたそれを利用するのか、はたまた別の利用方法があるのかというのは、今後、検討していかなければなりませんけど、町としては、今のところ私の考えとしては、運動公園として一体化して利用できないかということを今、考えておるわけございまして、これが今後、どうするのかというのは、もう少し内部協議で詰めさせていただきたいと思っております。

議 長（西 日出海 君）
8 番。

8 番（淡田 邦夫 君）
最初、町長は民間と違うと。税務署があると言われましたけども、そんなら私、お聞きしたいんですけど、税務署、何回通ったんですか、そういうことで。

議 長（西 日出海 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

多分、税務署に行ってると思いますけど、電話でももちろんできますし、それから県とも話をしなきゃならないわけですね。県のほうに話を取ってもらわんば、今までは公共管理と何ですか、公有地拡大法という法律があったわけですね。そのとき、1,500までは税金がかからないという話やったもん。それ、ずっと我々も公有地拡大法で昔からずっとそれで行ってたわけですね。だから、その公有地拡大法が今回、該当しないということはおかしいということで、今、税務署のほうに協議をさせていただいております。県のほうにも、県の条例でも公有地拡大法というのがあるんですね。だから、その中で早く話をさせてくれということで、県のほうにも行っているということで、話を聞いておりますので、これについては早く、先ほど申しましたように、解決して、やっていかなきゃならないと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（西 日出海 君）
8 番。

8 番（淡田 邦夫 君）

我々には丁重な、まずは執行部の方の説明をお願いしたいと思います。例えば、いついつ、何回、県のほうにとか、税務署のほうに何回と言えはわかる。ただ1回しか行っとらんでから、行ったらばい、行ったらばいって言われたら、そりゃ困るわけですね。

それともう1つ。そのサンビレッジ跡地ということで、横ですけども、今、運動公園ということで、そういう、町長としては考えておられるということで、どういう運動公園になるのか、考えておられるのか、お伺いをしたいと思います。

議 長（西 日出海 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

これは、昔、平成24年だったと思いますけど、ファミリーパークっていうことで、構想を立てていたと思います。ファミリーパーク構想ということで、ファミリーパークさざというこで構想を立てて、今、その今の部分をどうするかというのは、前はグラウンドとか野球場、テニスコートとかゲートボール場とか、駐車場を想定していた、全体的にですね、図面をつくっていたわけですが、この南部地域開発ビジョンというのを策定しておりまして、これは平成4年に策定していたということで、用買をするときに現状では地権者の方に運動公園として開発をさせていただきたいということで、初め、多分、用買をしたときには、そういう話で行ったと思います。

その後、温泉地っていうことで、これは四ッ井樋の町内会で小浦の人たち、地権者とかいろいろな方、集めて、説明して、温泉施設を誘致したいということで説明会をして、それで了解いただいて、温泉施設なら保険とか、いろいろ福祉ですか、その他にもいろいろできるし、やはり健康面でもいいということで了解を受けたんです。

そしてその後、温泉施設がなくなるとなれば、今度どうするのかというと、やはり前に立ち上って運動公園と言いますか、そういう公園計画に、元に戻して、やはり初めからやっていかなきゃならないんじゃないかということを考えてるということで、これをどうする、どういう施設をつくるというのは、現状では考えていません。

そういうことで思ってますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（西 日出海 君）

8 番。

8 番（淡田 邦夫 君）

今、公園、ファミリーパークということで言われました。今、あそこにはでんでんパークってあるですね。その横に、またファミリーパーク、それはちょっとねということで、私もいろんな考え方があろうかと思えますけれども、まずは、佐々町の今後、町有地、いろんな土地があろうかと思えますけれども、そういう計画を立てて、いろんな最初に議論・研究、調査・研究、いろんなことでやっていただきたいということで思うものですから、ぜひともそういう、今度、どういうふうになるかわかりませんが、そういう、私もどういうふうになるかわかりませんが、そういう計画を立てて、佐々町のビジョンということでやっていただきたいということで要望して、質問を終わらせていただきます。

議 長（西 日出海 君）

以上で、8 番、淡田邦夫議員の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

（16時40分 散会）